

事業計画書

【注意事項】

1部あたり50ページ程度を限度に作成してください。

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

はじめに

地域の皆様と地域の強みやニーズ等の情報を共有しながら、西区地域福祉保健計画「にこまちプラン」や「よこはまポジティブエイジング計画」に沿って、より魅力的な地域となるように、地域の皆様の活動を支援し、取り組んでいきます。また、地域ケアプラザを中心とした横浜型地域包括ケアシステムを推進していきます。さらに、市の障害者プランや子ども・子育て支援事業計画、健康横浜21等の理念、方針及び取組推進の方向性、西区運営方針・防災計画、福祉避難所・運営マニュアル等に基づいて、誰もが自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを進めています。

■ 「地域とともに歩む」姿勢

我々が大切にしていることは「地域とともに歩む」という、住民の皆様に寄り添い地域の一員として、サポートしていくという姿勢です。所長、地域包括支援センター職員（保健師職・主任ケアマネジャー・社会福祉士）、地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーターの6職種（以下、「6職種」という。）を始めとする、地域ケアプラザのすべての職員が協力しながら地域支援を行います。担当するエリアの高齢者・子ども・障害者など全ての人々が、生きがいを感じ、お互いに協力し合うことができる**地域共生社会の実現**を目指し、これからも住民の皆様とのつながりを大切にして、地域の中で、見守り、支えあう仕組みづくりのために、各専門職が協力・連携しながら伴走型支援に努めます。

地域包括システムの推進

■ 地域支援チームの一員として横浜型地域包括ケアシステム構築に向けて

横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた「西区アクションプラン」に基づき、5つの分野である「在宅医療・介護連携」、「生活支援や社会参加の充実」、「健康づくり・介護予防」「認知症対策」に取り組み、**西区地域福祉保健計画「にこまちプラン」**と一体的に進めています。横浜市、国の動向、社会情勢、地域の状況の変化に応じた課題解決と地域づくりを進めています。

また、地域支援チームの一員として、区役所や区社会福祉協議会、隣接する地域ケアプラザと連携を図り、「にこまちプラン（西区地域福祉保健計画）」の推進に取り組んでいきます。

指定管理者としての取組

ア 高齢者支援

- (ア)住み慣れた地域で自立した生活を目指し、生活の質（QOL）の維持向上を図る取組として、**フレイル予防**や健康に過ごしていただくための医療講演会、フレイル予防講座等を地域の医療機関や民間企業・事業所の協力を得て開催します。
- (イ)地域住民によるサロンの運営等の支援を行いながら、地域ケアプラザだけでなく、町内会館やエリア内の施設の空きスペースを活用し、地域住民のより身近な場所で**アウトリーチ型の講座等**の開催に向けて取り組んでいきます。
- (ウ)住み慣れた地域で暮らすことができるよう、お一人おひとりの相談ごとに丁寧に対応し、**個別の支援**を行う中で、地域の同じ傾向がある課題に対して地域の中で、解決できるような仕組みづくりに取り組んでいきます。
- (エ)高齢者がいつまでも住み慣れた地域の中で暮らしていくための地域の基盤作りとして、認知症サポートー養成講座や権利擁護、消費者被害から身を守るための講座等を実施します。
- (オ)さまざまな高齢者が地域活動に参加し**他者との交流を持つ**ことで、「受け手」「支え手」という関係を超えたつながりをつくるとともに、自身の介護予防につなげていけるように取り組んでいきます。
- (カ)サロン等の活動では女性に比べ男性の参加が少ない傾向にあります。**シニア男性が「参加したい。」と思える場づくり**を男性たちとともにを行い、仲間づくりを進めることでフレイル予防になるとともに、男性が身近な地域の中で取り組めるボランティア活動の支援をしていきます。

イ 子育て支援

- (ア)乳幼児やその保護者を対象とした事業が地域住民の主催で多数開催されています。それらの事業に参加し、子育て事業のキーパーソンになっている方々とつながり、情報収集を行うとともに、未就園乳幼児や**子育て世代の人たちが地域の中でつながる**機会を作ります。
- (イ)区こども家庭支援課・区社会福祉協議会・地域子育て支援拠点と協働で、地域の中にある保育園・幼稚園、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、保健活動推進員、子育て支援団体等、地域内にある子育て支援に関わっている関係者が、**情報共有・意見交換を行う場**を作ります。
- (ウ)地域のなかの子どもの数が少なくなっている中で、子育て事業に参加してくる乳幼児、子育て世代の人たちへ地域ケアプラザとして取り組んでいる**事業等の周知**に努めます。
- (エ)地域ケアプラザを利用している高齢者と子育て世代、子どもたちが**世代を超えて楽しく集う場**を作ります。

(右) 日本ハムカスタマーコミュニケーション株式会社との連携
「ワインナーの飾り切り教室」



ウ 障害者支援

- (ア)障害の種別や年齢を問わず障害があっても地域の中で安全に**安心して暮らしていく**ために基幹相談支援センターと自立支援協議会等と連携していきます。また、地域に向けて障害に対する理解が深まるよう啓発活動を行います。
- (イ)区社会福祉協議会やNPO法人等と協働し、障害者の支援活動の開催等、事業を実施する中で、他の団体等多くの人と交流する機会をつくり、**お互いを知り協力しあえる関係性づくり**の構築に取り組みます。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

地域ケアプラザの周辺地域の状況と情報収集及びデータ分析等

西区内で当地域ケアプラザのエリアの高齢化率は、令和6年3月時点で17.0%（西区平均19.5%）と**区内4地域ケアプラザのエリアの中で一番高齢化率が低いエリア**となっています。令和4年3月16.9%、令和5年3月16.7%となっており、微増減の状況です。

高齢化率への影響として、1号線沿いの集合住宅や古い家の建て替え分譲により、若い世代の方が転入してきています。

ア 情報収集

情報収集の方法としては、地域ケア会議等で地域団体等からの通いの場、居場所等の情報共有を行っています。また、地域での会議、イベントに参加し、その特徴を知り、情報収集を行っていきます。

- ・ 第一地区社会福祉協議会 民生委員・児童委員協議会
シニアクラブサロン（咲弘堂/戸部のお茶の間/とべとべサロン）
地区懇談会
単一町内会役員
- ・ 第2地区社会福祉協議会（高齢者食事会なごみ会 親子ふれあい会）
民生委員・児童委員協議会
藤棚らいぶステーション・（地区社協拠点）
シニアクラブ 保健活動推進員
単一町内会役員
- ・ 第5地区社会福祉協議会（高齢者食事会ほほえみ会 親子ふれあい会 ふりーサロン5）
民生委員・児童委員協議会

にこまち5（地区懇談会）

- ・ みなとみらい地区
MMタワーズシニアクラブ
高島公園愛護会 民生委員・児童委員
フォレシスコミュニティ（フォレシスサロン）
- ・ 各種イベント、お客様の口コミ情報等
- ・ デイサービス・ケアマネジャー等介護事業所、医療関係者等

当地域ケアプラザの職員の情報への感度を高め、あらゆる方面からの情報をキャッチできるようにします。

イ データ分析

得られた情報は、エリア全体だけでなく、町内会単位で、区から提供される地区概況シートや各種調査結果のデータを加え、また、地域ケアプラザで独自にアンケートを行った結果などを含めて、**当法人独自の地域アセスメントシート**にまとめ、分析し、地域ケアプラザとしての行動計画を作っていきます。

ウ 行動計画

行動計画にあたり、自主事業の方向性や出前講座の内容、地域活動での役割等を検討していきます。重要な課題である地域活動の担い手不足に対する支援方法等も検討していきます。

地域ケアプラザとしての行動計画に基づき、区の地区支援チーム等で検討・共有し、地域の方々とご相談し、健康で安心して暮らせる、つながりやふれあいのある地域をつくるため、課題を検討するだけでなく、**成功体験や魅力がわかるデータを共有**しながら、地域の皆様と共に地域づくりを進めていきます。

担当地域の特色・魅力

ア 当地域ケアプラザの担当エリア（第一地区の一部、第2地区、第五地区の一部、みなとみらい地区）は、昔ながらの地縁関係が続いており高齢化が進んでいる地域ケアプラザ周辺の地域と、横浜駅周辺の一部やみなとみらい地区といった横浜を代表する商業地区やマンションが多い国道一号線沿いなどの若い子育て世帯が多く移り住んできている地域と**二極化が進んでいます**。

イ 第一地区は、京浜急行線戸部駅と横浜市営地下鉄高島町駅の徒歩圏内にあります。比較的平坦な地域ですが、**独居高齢者や高齢者夫婦世帯、認知症高齢者は確実に増加**しており地域には戸部大通り商店街、紅梅通りなどがあるものの、人通りが少なくなっています。「元気か~い（ひとり暮らし高齢者会食交流会）」や「紅梅氣楽カフェ（高齢者や子どもが気軽に集える場）」「戸部のお茶の間」「桜木カフェ」などの高齢者の居場所づくり、見守り活動が行われています。

ウ 第2地区は、平坦で区画整理がされている地域もありますが、急坂・階段・突き当たり・細道にある住宅が密集している一部の地域では、**高齢者の日常生活が困難な環境**にあります。地区

の中心部にある西前商店街は閉店している店舗も多くありますが、藤棚一番街商店街はおまつりやイベントの企画開催など理事を中心に活性化に取り組まれています。また、地区社会福祉協議会が運営する常設の拠点「藤棚らいぶステーション」もあります。全ての自治会町内会に「ふれあい会」が整備され、それぞれに工夫を凝らした高齢者の見守り活動やラジオ体操、グラウンドゴルフ、盆踊りや花火大会など戸部公園を活用した取組が行われています。

- エ 第五地区は、横浜駅まで徒歩や自転車で往来でき、平坦地で区画整理されている**生活の利便性が高い**地域です。スポーツセンター、地区センター、公会堂があり、高齢者も多く利用されています。帷子川と新田間川に挟まれ、津波や河川の氾濫といった**水害に対する地域住民の防災意識が高く**、また繁華街を抱えて防犯・街の美化・違法駐車・ホームレス対策などが課題となっています。地区社会福祉協議会では、「ふりーサロン5（子どもたちを中心に誰でも参加できる遊び場）」、「ジュニアボランティア（JV5）」など地域の子育て支援への取組も活発に行われています。
- オ みなとみらい地区は、商業施設やホテルが立ち並ぶ横浜屈指の観光地ですが、高島中央公園や臨港パークなど整備された公園は住民の憩いの場となっています。現在は**6つのタワーマンション群に30~40歳代のファミリー世帯、シニア世帯が多く居住しています**。みなとみらいのマンションでは自治会町内会が存在するマンションは3つのみで、他は理事会・管理組合のみとなっていますが、住民主体のマンションコミュニティが整備されているところもあります。高島中央公園やマンションのコミュニティルームなどを活用した集いの場はありますが、**共有の活動の拠点がなく**マンション住民同士の繋がりが希薄になっています。

担当地域の課題

ア 高齢者

- (ア) 利便性の良い担当エリアの中で、平坦ではない高台の地域では急坂・階段・突き当たり・細道も多く、日常生活が困難になることが懸念されるためフレイル予防の生活習慣が必要です。
- (イ) マンション住民が増加する中で、マンションセキュリティの高さや繋がりを好まない住民など様々な要因から、**高齢者の孤立化や見守り活動の難しさ**が課題となっています。
- (ウ) 都市部ということで高齢者や支援者の活動拠点となる**場所の確保が地域により難しい**ことも課題となっています。
- (エ) **認知症に関する相談が増加**傾向にあり、認知症当事者及び家族の意思・希望をかなえる取組が不足しています。
- (オ) 身寄りのない高齢者や認知症、生活困窮など様々な理由から権利擁護が必要になっている方が増加しています。

イ 子育て

- (ア) マンションが密集していたり、マンション自体のセキュリティが高く近所付き合いなども少なくなっており子育て世代への支援が必要となっています。
- (イ) 新築マンションの増加などにより**子育て世代が増加**しているエリアもあり、情報発信や交

流できる場などで孤立化を防止する必要があります。

(ウ) 利便性の良いことからマンションに転入する子育て世代の増加がみられるが、日中を就労しているため、近所や地域とのつながりが希薄になっています。

(エ) 共働き世帯が増加する中で父親の役割が増え、**育児ストレス**が懸念されます。

ウ 障害者

(ア) サービスの充実やマンション等の居住環境もあり地域住民と障害や認知症のある方との接する機会が減少しています。

(イ) マンション等の転入・転出が多い状況のため**地域での把握が難しく**、相談機関に上手くつながらないケースが潜在化していると考えられます。

エ 防災・防犯

(ア) 横浜駅周辺やみなとみらい地区などの繁華街もあり**大規模災害時の帰宅困難者**などの課題もあります。

(イ) 横浜駅周辺やみなとみらい地区などの**繁華街を抱えて**防犯・街の美化・違法駐車・ホームレス対策などが課題となっています。

(ウ) 西区のハザードマップにおいて、洪水・内水・高潮については、担当エリア内の国道1号に沿った平沼を中心に中央、戸部本町の一部が**浸水エリア**となっています。また、土砂災害については、西戸部3丁目の一部と京浜急行線沿いの戸部本町と御所山町の境界線の山部分が**土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域**に指定されています。

(エ) 消費者詐欺などの被害もあり、啓発や対策が必要です。

将来像

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指します。

- ・ 自分から支援を求めることができない人、誰にも相談することができない人が、孤立することのないよう、身近な相談場所として地域ケアプラザが周知されている。
- ・ 高齢者を支えていく「地域包括ケアシステム」が構築されている。
- ・ 地域全体での子ども・子育て家庭を支援し、仲間が増えている。
- ・ 障害者の多様な活動を支援する体制づくりができている。
- ・ 災害に強い街を作るため、地域の防災力の向上が図られている。
- ・ 町の魅力を活かしながら、暮らしや活動を支える地域コミュニティの活性化や生活環境が整っている。

具体的な取組

ア 高齢者

(ア) 認知症の理解啓発の促進 (チームオレンジの推奨)	認知症の方と家族が共に地域の中で安心して生活することができるよう、チームオレンジを推奨し、地域住民やキャラバンメイト・在宅介護者を支援する団体等とも協力し、地域住民が認知症について正しく理解ができるよう啓発するとともに居場所づくりに取り組みます。
(イ) 見守り体制充実のためのネットワーク構築	高齢者の見守り体制の充実を目指し、地域ケア会議や協議体等を通して民生委員・児童委員や地域の担い手の方々との情報交換、課題を共有する機会をつくり、ネットワークを構築します。
(ウ) フレイル予防講座の開催	高齢者が地域で自立した生活ができるよう、フレイル予防講座の開催や地域の方と協働で通いの場の充実を目指します。
(エ) 終活と意思決定の支援	その人らしく人生を閉じられるよう、弁護士・司法書士・行政書士など専門家の職能団体等とも協働し、終活を推進し、判断能力が不十分である方には成年後見制度の活用や意思決定支援を行います。

イ 子育て

(ア) 0歳児親子対象の事業を開催し育児不安解消、孤立防止、繋がりづくり	第1子の出生率の高い西区の現状を踏まえ、0歳児親子対象の事業を開催し育児不安解消、孤立防止、繋がりづくりに努めます。また、未就園児対象の事業では子育て支援拠点や消防署、保育園、食生活改善推進員と連携して居場所づくり・情報提供に努めます。
(イ) 父親の育児支援と父親同士のつながりづくり	父親が参加しやすい講座を開催し父親の育児支援、情報提供、父親同士の繋がりづくりに取り組みます。
(ウ) 福祉教育の実施	小学生から地域や福祉に关心が持てるよう、小学校と連携し福祉教育等にも注力します。

ウ 障害者

(ア) 窓口の周知	障害があっても地域で安心して暮らしていくよう関係機関と連携し相談窓口の周知に努めます。
(イ) 障害のある子どもや家族の居場所・繋がりづくり	障害がある子どもや家族の居場所、繋がりづくりに区内地域ケアプラザと地域子育て支援拠点と協働で取り組みます。

(ウ) 障害者理解を深めるための取組	自主事業や地域イベント等で障害者施設や関係機関と連携して取り組み、地域に障害者の理解を深めます。
--------------------	--

エ 防災・防犯

(ア) 災害への備えの必要性の啓発・非常時の協力関係強化	防災に向け、地域ケアプラザは災害時の 福祉避難場所として、区と協定 を結んでいます。また、法人として全体で業務継続計画（B C P）を策定しています。
(イ) 要援護者との顔の見える関係づくり	災害時には福祉避難所としての役割を担うとともに、地域の要援護の方々との顔の見える関係づくりの必要性についても周知啓発していきます。
(ウ) 消費者被害・特殊詐欺などの防犯対策の周知	消費者被害や特殊詐欺などについて、シニアクラブや地域の事業などで出前講座を開催するなど、機会あるごとに防犯対策について周知していきます。

関係団体等との連携

- ア 地域の基礎情報・社会資源と課題を継続的に把握・分析し、地域住民及び行政・関係機関と関係構築及び情報共有に努めます。また、各関係団体と会議や研修会を通じて活動内容を相互理解するとともに、それぞれの活動と地域をつなげられるよう啓発や情報提供を行います。
- イ 民生委員・児童委員と地域サロン等の活動支援や個別ケース支援を通じて連携を密にし、地域で孤立する可能性がある高齢者・障害者・子育てに関する情報の共有を図り、一緒に支援を行います。
- ウ 高齢者や子育て世代等、地域住民の居場所となっているサロン、コミュニティ等の運営を関係機関と連携しながら支援します。

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

地域との連携

- ア 各地区連合自治会町内会、単一自治会町内会、地区社会福祉協議会、シニアクラブ等の地域団体との連携強化のため、地域ケアプラザの機能の周知を引き続き行います。そして、介護保険制度の説明、介護予防の啓発、悪質商法の注意喚起、認知症の理解・啓発を行います。地域の方や対象者が理解しやすい手段で情報提供します。
また、地区や商店街のお祭り、イベント等に協働で取り組みます。
- イ 民生委員児童委員協議会をはじめ**「ふれあい会」**との情報交換を行い、高齢者の見守り体制

充実に向けた課題の共有や解決に向けて連携して取り組みます。

- ウ 地区センター、コミュニティハウス等と**施設間の連携を強化**し、事業の共催やイベントのブース出店等で連携を図ります。
- エ 地域団体や地域支援者と協働で介護者支援、認知症の理解、啓発、子育て支援に取り組みます。

区行政との連携

- ア 「**にこまちプラン**」および**生活支援体制整備事業の推進**に向け、地区別計画での地域支援チームの一員として目標の達成を目指します。地区別懇談会・協議体・各種部会等を通し、区役所・西区社会福祉協議会と情報を共有し、計画を実行できるよう協働で取り組みます。また、全体計画においては、地域ケアプラザ連絡会や各職種連絡会等で情報を共有し、目指す姿・地域課題の解決に向け、情報を共有します。
- イ 多世代の地域づくりを目標に、次世代を担う子どもたちに向けた福祉保健活動の推進、啓発に協働で取り組みます。
- ウ 消防署、学校、保育園等との連携を強化し、自主事業等を通じて啓発、情報提供に努めます。小学校では、福祉体験の実施や総合の学習での協力等を通じ連携します。

西区社会福祉協議会との連携

- ア 地域福祉保健計画及び生活支援体制整備の推進や、地域における支え合いの仕組みづくりを支援する会議（協議体）、各種連絡会などを通じて連携を図ります。
- イ **小中学校の福祉教育事業等での連携**や、西区自立支援協議会への支援を連携して行います。
- ウ ボランティア育成やボランティアコーディネートに関して、協力体制を構築します。
- エ 権利擁護事業の「あんしんセンター」と連携し、個別ケース支援や市民後見人の支援を行います。

西区社会福祉協議会ボランティアセンターと共に事業
学生を対象とした「夏休みボランティア講座」



医療関係者との連携

- ア 協力医の来所時に、各事業担当者が医療的な情報提供やアドバイスを受ける。協力医の事業・講演会などへの協力を受け、より質の高いサービス提供に活かします。
- イ 医療機関（急性期、回復期、精神科など）の**地域連携室とケアマネジャーの交流会**を区内の地域包括支援センターと共に開催します。お互いに顔の見える関係づくり・お互いの理解を深める機会として、よりスムーズな連携が図れるように支援します。
- ウ **西区在宅医療相談室運営事務局会議**に定期的に出席し、情報把握や情報共有を行い、連携強化に努めます。
- エ **横浜市認知症初期集中支援チーム会議**に参加し、診断・支援に繋がりにくい住民への認知症早

期診断・早期対応に取り組みます。

関係機関等との連携

- ア 西区医師会主催等によるケアマネジャー・専門職も参加する勉強会（医療情報、介護保険制度、施設見学等）へ積極的に参加し、情報の共有を図ります。
- イ 地域の福祉施設や障害者後見的支援室等関係団体と連携し、講演・講座などを共催することで、地域の理解を深めます。
西区自立支援協議会の各会議等で情報共有、課題の抽出に取り組み、施設間の連携強化に努めます。
- ウ 地域ケア会議を主催し、多くの専門職や地域住民の方々・関係機関と共に個別課題や地域課題の解決に向けて取り組み、誰もが安心して暮らせる地域づくりに努めます。
- エ 学校、保育園、地域子育て支援拠点等と事業、福祉教育などを通じて情報交換、共有し、連携を深めます。
- オ 地区センター、コミュニティハウス等と施設間で、事業の共催やおまつりなどイベントでのブース出店を実施することで連携を強化します。

他の地域ケアプラザとの連携

- ア 区内の職種毎の連絡会での連携や、**4つの地域包括支援センターでの共催事業の実施**に向けて協力します。3職種（保健師職・社会福祉士・主任ケアマネジャー）で協力することにより、様々な観点で意見交換が可能となり、連携強化に繋がります。
- イ 法人内の地域ケアプラザの専門職別に行われる専門職会議では、情報交換を積極的に行い、自主事業やネットワーク会議などでより充実した取組に活かせるように努めます。
- ウ 区内の地域ケアプラザの協働による自主共催事業の実施等を通じて地域福祉保健計画の推進に努めます。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

基本理念

基本理念 1

お客さまの満足

「お客さまから必要とされる」ことが協会の存在理由です。お客さまのご満足を第一に「お客さまの生活、お客さまが必要とされること、お客さまの気持ち・願いにそって、高品質のサービスを提供する」ことを徹底して追求します。

日常活動において、お客さまへの迅速な対応、約束の遵守、適切な電話応対・挨拶等ビジネスマナーの基本を確実に実践します。

基本理念2

人を大切にし 共に育ちあう協会風土

協会を支えるのは、職員一人ひとりの「人」そのものです。職員が、互いに高めあい支えあいながら、より高いスキル、よりしっかりした人権感覚、いつも変わらぬ温かい思いやりの心を目指す協会風土をつくります。

職員が誇りと生きがいを感じることができる協会を目指します。

基本理念3

公正で透明感のある協会倫理

公正、責任、透明性を重んじ、社会から信頼される行動に努めます。

社会とのコミュニケーションが私たちを鍛え、育てくれるとの認識に立ち、お客さまからのご意見・ご要望・苦情等への対応を明確にし、情報開示、説明責任を重視します。

この理念を具現化するために、常勤・非常勤職員は右記の約束(エンゲージメント)について誓約した上で採用しています。

また、中期経営計画（令和2年度～6年度）を策定し、以下の基本方針の下、運営をしています。なお、現在次期中期経営計画（令和7年度～11年度）を策定中です。

基本方針

ア 基本理念に基づいたお客さまお一人おひとりにきちんと向き合ったサービス提供をいたします。

イ 市内全域で在宅・施設サービスの両面を総合的にサポートできる福祉サービス提供体制を目指します。

<事業所>

- ① 地域ケアプラザ (■) 21館(※1)
- ② 訪問介護事業所 (●) 32事業所
- ③ 居宅介護支援事業所 (▲) 21事業所(※2)
- ④ 老人ホーム (⌚) 5施設
- ⑤ 訪問看護事業所 (♥) 13事業所
- ⑥ 福祉用具センター (★) 1事業所
- ⑦ 地域密着型デイサービス (▲) 1事業所
- ⑧ 小規模多機能型居宅介護 (✿) 1事業所
- ⑨ 生活援助員派遣事業 (◆) 1事業所
- ⑩ 本部 (★)

※1 うち、通所介護・認知症対応型通所介護
19事業所含む

<エンゲージメント>

協会の理念と私たちの約束

お客さまの満足

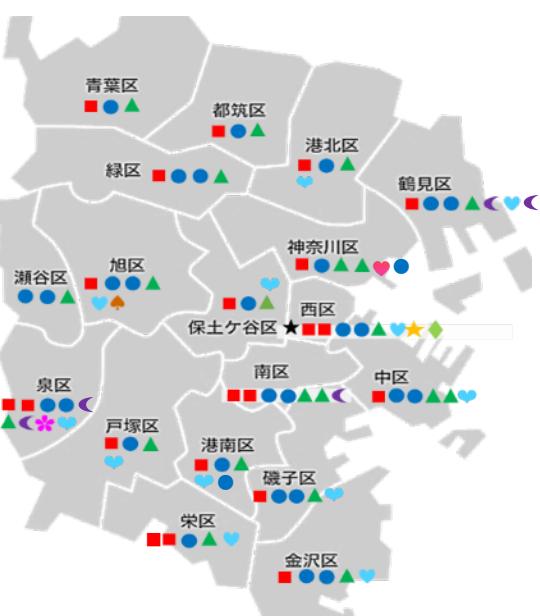
- お客さまのお話はしっかりとお聴きし、そのお気持ちと願いを受けとめて行動します
- 対応は迅速・ていねいを心がけ、お客さまとの約束は守ります
- 安全・高品質のサービスを提供し、お客さまに必要とされる存在になります

人を大切にし共に育ちあう協会風土

- 人権感覚を大切に、仲間とともに働きやすい職場をつくります
- より高いスキル、新しい知識を獲得するため、自ら学び常に努力し、日々成長します
- 協会の経営向上に貢献し、変化をおそれず何事にもチャレンジします

公正で透明感のある協会倫理

- 私たちは信用が第一。法令、協会や社会のルールを守ります
- 公正・責任・透明性を大切に行動し、報告・連絡・相談を怠りません
- 苦情・ご意見は宝物。速やかに対応し、明日の改善に生かします



- ※2 地域ケアプラザの居宅介護支援事業所（21事業所）と老人ホーム（2事業所）を除く
 ウ　徹底した専門性を追求し、質の高いサービスを提供できるよう研鑽を積んでいきます。
- エ　職員の心身の健康増進に努めます。平成30年9月に「健康経営宣言」を行い、令和6年4月より**「横浜健康経営認証クラスAA」**の承認を受けました。
- オ　理事会を中心としたガバナンスを基に健全で安定した経営を行います。監査法人による監査や内部監査を実施し、透明性・健全性・安定性を維持していきます。



組織の沿革と業務実績

社会福祉法人横浜市福祉サービス協会は、昭和59年12月に財団法人として設立され、平成9年1月に地域ケアプラザや老人ホーム運営のため、社会福祉法人となり、令和6年12月には設立から40周年を迎えました。これまで40年間にわたり、横浜の地でお客さまへの質の高いサービス提供のため、「できるコト、まだまだ。」を合言葉に歩んできました。

※ 業務実績は別添資料（令和5年度事業報告書・令和5年度収支計算書）に記載

社会貢献事業

- ア　横浜市に根差した社会福祉法人として、地域の皆さまを対象に介護技術や情報、高齢者向けの調理実習、福祉用具の有効活用など在宅生活に役立つ情報提供を行っています。
- イ　小中学校等への職業講話などの出前講座や職業体験の受入を実施し、介護の基礎知識の普及と介護職の魅力ややりがいを伝え、福祉の人づくりに貢献しています。



介護技術動画の公開（法人サイトより）

DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

令和6年度に人事管理システムを導入し、今後新たな勤怠管理、給与システムの導入等に向け、ロードマップを作成し、事務の効率化を図ります。

（2）財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

予算の執行状況

理事会の承認を得た予算計画に基づいた執行を原則とし、毎月各部門別に実施している収支振り返りや四半期ごとに実施している経営会議等において、予算執行状況を把握し、適正な管理の徹底を図っています。

また、毎月顧問税理士法人による会計チェックを受け、予算の執行状況を確認しています。

さらに、監査法人により、会計監査及び指導を受け、適正な財務管理に努めています。

法人税等の滞納の有無

社会福祉法人の法人税は原則非課税で、消費税については顧問税理士法人の指導を受け適正額を納付しています。なお、令和5年度分の消費税納税額は5,975万円です。

財政状況の健全性

令和5年度決算時における純資産比率 86.7%、流動比率 230.1%と負債を抱えない堅実な経営を行っています。

独立行政法人福祉医療機構から特別養護老人ホーム建設資金として2億円を借り入れていますが、計画に基づき返済し、安全に資金管理を行っています。

安定した経営基盤

安定した経営基盤を作るため、地域ケアプラザや老人ホーム、介護事務所の各課題についてプロジェクトを組み課題解決を図る等、収支向上に努めています。また、経営の安定化や将来の新規事業展開等に備えるため、計画的に積み立てを継続していきます。また、直近3年間は、資金収支計算書の事業活動収入が130億円以上、事業活動資金収支差額が3億円を上回る安定した経営を続けています。

財政面以外でも、40年を超える実績、地域との信頼関係が法人の財産であり、安定した地域福祉の推進を継続するため、このような良好な関係性をさらに高めていきます。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

人員配置

約4,000人の職員と60の事業所を運営する法人として、その規模の大きさを生かして人材育成をすすめ、地域ケアプラザ所長（予定者）については、福祉の現場や施設運営の経験を重ねた者の中から施設の管理運営を統括し、地域の皆様と良好なコミュニケーションの取れる力量ある人材を充てていきます。

また、職員については本人の意向とキャリアパスも踏まえた人員配置に努めています。

勤務体制

ローテーションによる夜間開閉館に合わせた遅番職員の配置や土日の勤務、サブコーディネーターなどの非常勤職員の雇用など、開館時間に合わせ適切に職員を配置していきます。

特に地域の方からのご相談を受ける地域包括支援センター職員については、いつでも対応できるよう体制を整えています。

必要な有資格者・経験者の確保策

地域ケアプラザの各事業において、お客さまに満足していただけるサービスを提供するには、職員の質と量の両方の確保が重要と考えます。求人に際しては、協会の充実した人事給与・福利

厚生制度等を積極的に周知し、新卒採用や必要な専門職の確保に努めます。

また、入職後は、プリセプター制度やメンター制度の活用だけでなく新卒採用者のキャリアパスを明確にし、離職防止につなげます。



プリセプター制度

ア 新規採用

- (ア) オンライン説明会などの活用と内定者向け交流会や研修による辞退者の防止
- (イ) 大学や専門学校、高等学校との関係性の強化
- (ウ) 法人ホームページの採用サイトの情報充実
- (エ) 職業訓練校や社会福祉協議会、市の就労支援事業などの就職ガイダンスへの参加などキャリア採用における専門職の確保
- (オ) 管理職経験のあるキャリアの採用
- (カ) 「ノーリフティングケア」の手法を用いた介護スキルを組み入れた演習など、特色ある介護職員初任者研修による採用者の確保



ノーリフティングケア研修

イ 必要な有資格者の確保と離職防止

- (ア) 資格取得支援のための研修の実施と一部資格の受験費用の補助
- (イ) プリセプターやメンターによる支援
- (ウ) キャリアアップを意識した人事異動
- (エ) 職員が抱える業務上の「不安」「悩み」「人間関係」等を電話や面接で聞き一緒に考え孤立を防ぐ「ふれあい110番」制度
- (オ) 「職員満足度調査」の実施と職場環境の改善

ウ 管理職の確保

- (ア) キャリアビジョンと目標管理のため上司が全職員と定期的に面接を行うなど、将来的な管理職の育成
- (イ) 経験年数や個々の職員の課題に応じた研修による人材育成
- (ウ) 所属長の推薦など、課長補佐職への昇任を促すための働きかけの強化と昇任試験制度
- (エ) 管理職経験のあるキャリア採用（再掲）
- (オ) 管理職としての必要な知識を身に着けるための研修実施

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

地域ケアプラザを利用されるお客さまに常に満足していただけるサービス内容にしていくためにも、当法人では福祉専門職としての能力向上と専門資格取得促進が重要と考えます。

そのために日常的なOJT体制を重視するとともに、新人教育はもちろん、採用時研修や採用年次による定期的な研修、フォローアップ研修で質を高め、介護福祉士や介護支援専門員、社会福祉士等の資格取得を正規職員・非常勤職員を問わず奨励・支援しています。さらに、お客さまへの質の高いサービス提供を目指して、接遇・マナーの向上にも力を入れています。

また、法人本部ビル内に研修センターを設置し、職種・年齢層・入社年数・職制等様々な区分による研修を実施し、人材育成に努めています。

令和5年度の研修実績は、事業所ごとの職場研修等を含め延べ実施回数2,332回、延べ参加職員数は、33,219名となっています。

また、法人内の地域ケアプラザに勤務する職員を対象に職種別の専門職会議を定期的に開催し、業務を行う上での生産性と専門性の向上に努めています。

<研修センター主催研修実績>

	令和5年度		令和4年度	
	回数	受講者数	回数	受講者数
階層別	43	840	39	627
課題別	21	540	19	362
職種別	68	881	70	860
資格取得	15	431	19	449
合計	147	2,692	147	2,298

その他、正規職員・非常勤職員ともに対象とし、研修受講費など費用面で資格取得をサポートする資格取得支援制度や、介護福祉士実務者研修、喀痰吸引等研修など、職員のスキルアップや資格取得を支援しています。



研修センター主催研修

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザは高齢者、障害児・者、乳幼児等、地域の様々な方が利用されます。そのため当法人では安全確保を最優先するとともに、常に「地域の皆様が快適に安心して利用できるよう施設・設備の安全と清潔を確保する」ことに最善の注意を払います。

合築施設のため、施設内の設備の不具合が発生した際には館内他施設の管理者と連携を図り速

やかに点検、修理を行います。地域の皆様に快適・安全に利用していただけるような施設・設備の保守管理に努めます。

なお、定期点検は専門業者へ委託して、安全の徹底を図ります。

保守点検

設備総合巡視、空調設備、消防設備、エレベーター・自動ドア、機械警備、冷暖房機器、ボイラー、自家用電気工作物、自動制御盤等の保守点検を定期的に行います。

施設清掃・整頓

施設の清掃につきましては、日常的に行い清潔を保持していくとともに、空調のフィルター清掃等も定期的に行い、空気環境の清浄度の維持、向上に努めます。

また、車椅子や杖歩行の方にも安全に利用していただくために、通路に物を置かない等、安全面に配慮します。

衛生管理

- ア 建築物環境衛生管理、簡易水質検査、害虫駆除等を定期的に行ってています。特に調理室は、殺菌庫による包丁、まな板類の消毒や調理室専用の履物を用意するなど、衛生管理には万全を期します。
- イ 館内入口や洗面所に手指消毒液を設置するなど感染症予防にも注意を払い、手洗いの徹底を職員が励行し、来館者に対しての呼びかけもポスター等で行います。
- ウ 感染症発生時に「感染症及び食中毒の発生予防及びまん延防止に関するマニュアル」に基づき職員が迅速、かつ的確に対処できるよう研修や訓練を行っています。
- エ 衛生委員会を毎月実施し、産業医の指導により館内の安全・衛生の徹底と職員自身の健康管理に努めます。

緑化の管理

- ア 植栽部分は週に3回近隣の作業所「無限夢工房」に水やり、落ち葉ひろいなどを依頼します。
- イ 年に2回程度、専門業者や地域ケアプラザを拠点に活動しているボランティアに植木の剪定などを依頼し、美観を保ます。

改善・改修

定期点検や日常管理で発見された不備は、適切・迅速に対応し、地域の皆様が安心して、また安全にご利用いただけるよう保守管理を行います。建物の老朽化に伴う改修については、区と協議を行い適切に対応していきます。

ウェブアクセシビリティ方針について

横浜市福祉サービス協会は、どなたにも支障なくウェブをご利用いただけるように「日本工業規格 JIS X 8341-3:2016 高齢者・障害者等配慮設計指針－情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス－第3部：ウェブコンテンツ」の適合レベルAに配慮し、ウェブアクセシビリティの確

保と向上に取り組んでいます。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。
※急病時の対応など。

地域ケアプラザは、高齢者、障害児・者、乳幼児等、地域の様々な方が利用されます。当法人では皆様に安心して利用していただくために、事故防止や事故・急病・犯罪・災害時の対応について、日常点検、チェック表の活用、マニュアルの整備・遵守、定期的な訓練により、万全を期します。

事故防止・防犯防災体制

緊急時（事故、急病、犯罪等の発生）に備えて、対応マニュアル・連絡網を整備しています。日中は職員が巡回を行い、夜間は職員が館内を確認した後、閉館時に機械警備を行います。

事故・急病への対応

ア 日常点検と対応準備

設備の法定点検や、チェック表とマニュアルによる日常点検を行うとともに、急病時には緊急対応ができるよう、AED操作方法を含む救急救命研修を定期的に実施します。

緊急事態となった場合には、救助や消防・警察への通報などの緊急対応を行うとともに、区役所等の関係機関に連絡し、適切な対応を行います。

イ 再発防止のための対策

- (ア) 再発防止に向けて、迅速に状況分析や原因究明を行います。
- (イ) 対策を検討し、改善等を実施した後、市・区・法人本部へ報告します。
- (ウ) ミーティングや全体会議で報告・共有し、職員全員に周知・徹底します。また事例に基づいた実践的な緊急時対応に関する研修を行います。
- (エ) ヒヤリハット報告書を必ず作成するとともに、法人内の地域ケアプラザ所長会等を通じて事故事例の共有を行います。
- (オ) 本部のサービス向上委員会で、事業所（地域ケアプラザ、介護事務所、老人ホーム等）でのヒヤリハット事例を検証して、事故発生防止に努めます。

(3) 災害等に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

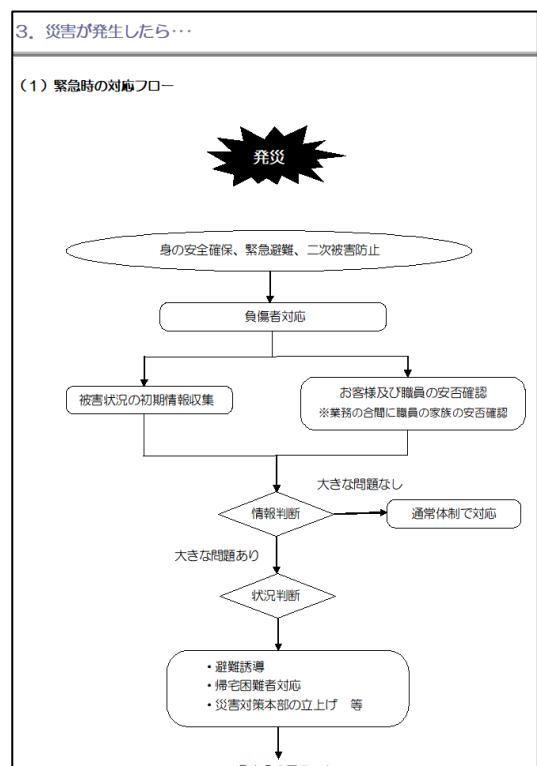
地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の収集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

マニュアル策定と訓練

地震・火災等の災害時に速やかに対応できるよう、防災対応マニュアル・消防計画等を策定しています。さらに独自に地震等の大規模災害発生時にサービスを必要とするお客さまに迅速的確に対応するため、全事業所の「業務継続計画（B C P）」を整備しています。また、職場訓練を実施し、適正な対応に備えています。

年2回、館内他施設との合同防災訓練を行う際には、日頃地域ケアプラザを利用される方や近隣住民の方にも参加していただき、職員が適切な対応をとれるように努めます。職員間で予め役割を取り決め、実際の災害発生時に対応できるよう実践的な訓練を実施し、職員が適切な対応をとれるように努めます。

その他、年1回、管理職を対象に徒歩収集訓練や年に2回、全職員を対象にメールによる安否確認訓練を行っています。



「緊急時の対応フロー」 業務継続計画より

災害時の近隣との協力体制

各地域防災拠点、各自治会の防災訓練に参加し、災害に備えた地域の取組に協力していきます。職員と地域との連携・協力体制を整えています。

福祉避難所の体制

西区と福祉避難所の協定を結び、災害時に地域防災拠点では避難生活を送ることが難しい方の受け入れができるよう、体制づくりに努めます。また、発災時に区役所と連携して避難者を適切に受け入れられるよう、毎年、実地訓練を行っています。なお、市からの応急物資の他、法人独自に物資の整備を行っており、定期的に数量や保管状態の点検を実施しています。

イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

災害への備え

(ア) 業務継続計画（B C P）の整備

- ① 地震等の大規模災害発生時にサービスを必要とするお客さまに迅速的確に対応するため、全事業所の「業務継続計画（B C P）」を整備しています。
具体的には、震度5強以上の地震発生時には、「安否確認サービス2」を用いて職員全員に安否確認メールを配信し、状況把握を行います。安否確認メールについては、定期的に訓練を行い、災害発生時に職員が戸惑うことなく対応できるようにします。
- ② 夜間等開設時間外の発災には、地域ケアプラザに徒歩30分以内で到着できる職員による開錠、福祉避難所の開設体制を整えます。
- ③ 大規模災害が予想される場合には、法人本部と連携して、お客さまや職員の安全を確保します。

(イ) 環境整備と備蓄

- ① 地震の発生に備え、ロッカー等の備品は転倒しないよう固定し、ロッカーの上には物を置かない等落下による事故防止に日ごろから努めます。
- ② 災害発生時の職員用応急備蓄を独自に行ってています。また、発災時に速やかに利用できるようヘルメットを各職員の席に配置し、職員の安全確保に配慮します。

感染症の発生・まん延への備え

感染症の発生・まん延に備えて、法人の全事業所で「業務継続計画（B C P）」を策定しています。業務継続計画に則り、感染症の発生・まん延時においては、法人全体で状況を把握し、法人で迅速に統一して対応していきます。

事業所における対策として、感染症対策委員会を開催し研修及び訓練を定期的に実施しています。また、感染症の発生及びまん延時には、法人本部・区役所等の関係機関と連携を取りながら適切に対応していきます

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

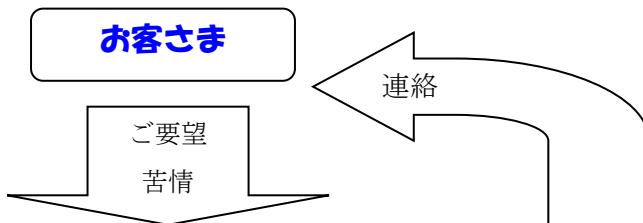
コンプライアンスの徹底	
ア 地域特性に合わせたコーディネート	アセスメントに基づいた、地域の様々な事業者等のサービスの特色や地域のサロン、ボランティア等のインフォーマルサービスも的確に捉え、お一人おひとりに合わせたサービスのコーディネートの実施
イ 運営基準の遵守	(ア) 法人内で概ね毎年 10 カ所程度「定期的に内部監査」を実施 (イ) 監査法人による会計監査の実施 (令和 5 年度実績：6 事業所及び本部各課)
ウ コンプライアンス推進課の設置	法人本部にコンプライアンス推進課を設置することによる法令の遵守等、業務の公正・透明性の向上
エ 公正中立	(ア) お客様のご要望やニーズを踏まえた事業所選定ができるようエリア内の介護保険サービス事業者の連絡会を定期的に実施し事業所の特色を把握 (イ) 事業所選定に偏りが出ないよう管理

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

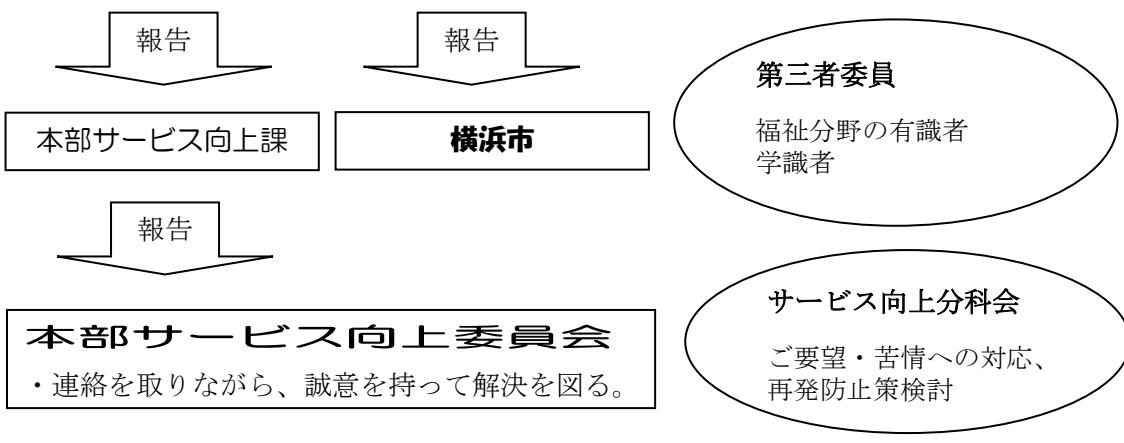
地域ケアプラザのお客さまのニーズ・ご要望・苦情につきましては、職員で検討して改善するほか、お褒めいただいた意見につきましては、さらに発展させるよう努めています。	
ア 要望・苦情への対応	(ア) 法人で「苦情解決規則」を定めており、それに基づき地域ケアプラザにおいても苦情受付担当者、苦情解決責任者を設置 (イ) お客様からのご意見、ご要望、また苦情等に対して、可能な限りその場で解決を図る等、迅速に対応
イ 第三者委員会	公正・中立な立場から斡旋、調整を行う「第三者委員」を設置し、適切な苦情解決に向けて体制を整備
ウ ご意見箱	(ア) いつでもどなたからでもご意見などを受付できるよう「ご意見箱」を設置 (イ) 苦情を真摯に受け止め、原因・事実関係を明らかにし、対策を講じることによる再発防止
エ アンケート	事業ごとにお客さまアンケートを実施し、改善、発展につながる取組みの検討及び実施
オ お客様相談室	(ア) お客様からのご意見、ご要望、苦情を直接お受けする窓口「お客様相談室」を法人本部に設置

	(イ) 丁寧にお客さまの声を受け止め、広く業務改善へ繋げる取組に展開
カ サービスの向上	法人本部のサービス向上課担当職員が事業所を訪問、モニタリング等により状況把握を行うことによるサービス向上の推進



地域ケアプラザ

- ・「ご意見箱」や「お客様相談室」を通して、お客さまのご意見を頂く。
- ・苦情受付担当者、苦情解決責任者を設置し、お客さまの具体的な要求を直接聴き取る。
- ・経緯、事実確認結果、ご要望、対応内容を文書にまとめる。
- ・改善等について、お客さまに公表する。



(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

個人情報の保護	
地域ケアプラザは、高齢者・子ども・障害者等、地域の様々な方が利用され、大切な個人情報を取り扱う機会が多くあります。それだけに、当法人では個人情報の取扱には意識をもって対応するよう規程や具体的な取扱のマニュアルを定め、さらに毎年度法人で研修を組み、全職員に徹底し、遵守するよう努めています。また 21 か所の地域ケアプラザの指定管理者として、プロジェクトを組み、事例を共有し対応を検討するなどして、事故防止に役立てています。	
ア 個人情報保護規程の策定	(ア) 「横浜市個人情報保護条例」の趣旨に則り、「個人情報保護規則」(平成 17 年策定、最近改正令和 5 年)を策定 (イ) 各地域ケアプラザでは個人情報の管理に関する責任者と担当者を定

	め、管理体制と責任を明確化
イ 研修	<p>(ア)全職員に対し、年1回「個人情報の取扱について」の研修を実施し、報告書を区役所に提出</p> <p>(イ)法人本部で実施する「個人情報保護・情報セキュリティ研修」を各事業所のセキュリティ責任者及び担当職員が受講し、職場で他職員への伝達研修を実施</p> <p>(ウ)実際に個人情報取扱チェックを実施し、自己を振り返り、緊張感をもって個人情報を取り扱うよう周知・徹底</p>
ウ 個人情報の取扱	<p>(ア)契約書、個人ファイル、電子媒体などは施錠できるロッカーなどで保管</p> <p>(イ)業務上持ち出しが必要な場合には、紛失や漏えいのないよう最小限の情報のみとし、持ち出し返却の確認簿により管理</p> <p>(ウ)郵便物の発送やFAX送信などの際は、複数の者が必ずダブルチェック後、記録</p> <p>(エ)注意喚起内容をFAX前に張り出しとFAX送信時における氏名等にマスキングの徹底</p> <p>(オ)広報紙等において、個人が特定できる写真や記事等を掲載する場合は、必ず書面と口頭で了解を得たうえで掲載</p> <p>(カ)すべての事業において個人情報管理者を定め、責任体制の明確化</p>

情報公開の取組

地域ケアプラザは、地域の皆様からの信頼のもとに運営しています。健全な組織や財務であることは当然ながら、当法人がどのような団体であるか、どのような運営状況にあるかを広く周知することが重要と考えます。ホームページの公開やパンフレット・チラシの配布を通じ、地域の皆様に当法人・当地域ケアプラザを知って頂き、信頼を得られるように努めています。

ア 情報公開規程の策定と実施	<p>(ア)「横浜市情報公開条例」の趣旨に則り、「指定管理者情報公開規程」(令和3年策定、最近改正令和5年)を策定</p> <p>(イ)積極的な情報開示 情報開示に関する申し出があった場合は、個人情報保護に最大限配慮し、積極的に情報開示</p>
イ 情報提供	<p>(ア)法人ホームページによる情報提供 法人の概要、サービス内容、財務状況（予算・決算等）、中期経営計画、事業計画、事業報告、地域ケアプラザの施設運営情報等について、常時閲覧可能。</p> <p>(イ)横浜市ホームページによる情報提供 市に必要書類を提出しており、その内容は市のホームページに掲載</p>

人権尊重への取組

当法人では「**横浜市福祉サービス協会倫理綱領**」を制定し、援助者として持つべき視点や人権意識を、採用時研修や事業所内研修などで適宜確認しています。

研修

全職員を対象に高齢者や子ども、障害者など、幅広い視点での人権研修を年に1回以上の実施と各所属での伝達研修を徹底

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5・3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

地球の環境保護は、私たちが今行わなければならない義務と考えます。そのための第一歩として、できることを身近な家庭や職場で行うのが当然であり、当地域ケアプラザでも率先してゴミの減量、循環経済、省エネルギーに努めています。

法人が取り組むSDGs

ア 高齢者の健康維持と福祉の促進（SDGs目標3）	① バランスの良い食事提供やリハビリ活動を通じて高齢者の健康をサポート
イ 地域コミュニティとの連携（SDGs目標11）	① 地域住民との交流イベントを開催し、孤立防止や地域活性化に寄与 ② 地域内での高齢者支援ネットワークの構築
ウ 質の高い教育機会の提供（SDGs目標4）	① 介護スタッフ向けの研修プログラムやスキルアップ支援 ② 高齢者向けのIT教育や趣味活動の支援
エ 省エネルギー・資源の有効活用（SDGs目標7・12・13）	① 照明のLED化や施設内での省エネ設備の導入

横浜市地球温暖化対策実行計画・ヨコハマプラ5・3（ごみ）計画の推進

省エネルギー対策、資源ゴミの徹底した分別収集に協力し、ゴミの減量化や良好な環境の維持のために、節電、節水をこまめに行います。また、**当法人としてDXを推進**しており、その一環としてペーパーレス化に力を入れています。地域や各施設の状況に応じて、ペットボトルのエコキャップやインクカートリッジの回収等を地域にも呼びかけ、収集したものはエコ活動につなげています。

その他、外出・訪問には各事業所に導入している**電動アシスト付自転車を活用**するなど省エネ行動に努め、CO₂排出量の削減に貢献しています。

省エネルギー対策

電力消費がピークとなる夏季には軽装での執務を心がけ、冬季には服装で調節を行いながら室内温度を調整し、経費節減に努めます。また、不要な照明の消灯、電力の節約を図っていきます。

目標管理

省エネ法改正によって、エネルギー使用量の記録の保管が義務づけられており、年間使用量の推移を見守りながら省エネルギーに努めています。

市内中小企業優先発注

工事や備品等の発注に関しては、横浜市中小企業振興基本条例に基づいて執行します。

環境への配慮

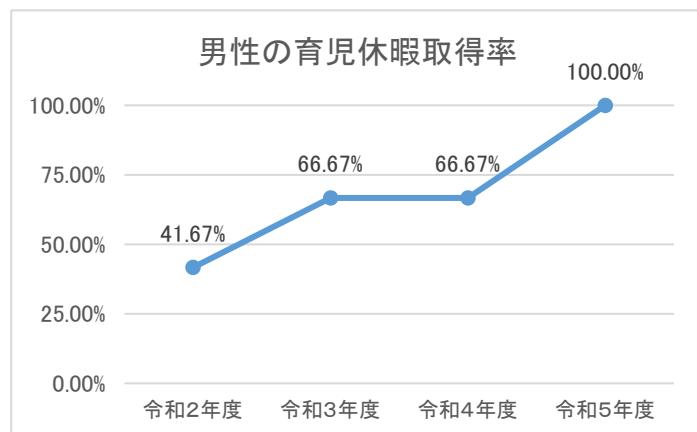
ア 来館者や職員の健康に配慮し、敷地内全面禁煙としています。

イ 施設周辺の植栽を行い、緑化の推進に取り組んでいます。

男女共同参画推進

働きたい、働き続けたい職員が男女の別なく、出産・育児や介護などの理由でキャリアをあきらめることなく、継続して働き続けられるように、育児・介護休業を取得しやすい体制を整えています。男性の育児休暇の取得率も上昇しており、令和5年度は、**男性も含め対象者全員が育児休暇を取得**しています。

女性の管理職も年々増加しており、管理職（課長級以上）56名中、31名が女性（令和6年11月現在）であり、**女性が管理職の半数以上を占めて**おり、女性が活躍している法人です。



5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

施設の稼働率向上のための対策と効率的な施設の貸出方法

当地域ケアプラザは、場所も良いことから各種団体の定例会等の会合に多く活用をいただいている、特に、多目的ホールは申し込みが重なり、令和6年4月から12月の稼働率は、9時から18時（午前・午後1・午後2）は73.6%、18時から21時（夜間）は47.9%となっており、高い稼働率となっています。

一方で、調理室・ボランティアルーム・地域ケアルームは22～24%となっており、貸室全体の稼働率は24.6%となっています。

多目的ホールの9時から18時の稼働率目標を75%とし高稼働率を継続し、調理室・ボランティアルーム・地域ケアルームの稼働率目標を25%以上として、貸室全体の稼働率向上に向か、ホームページや広報誌、地域の会合で案内を行う等、積極的に広報を行っていきます。

合わせて、利用登録団体や自主化を図った団体の更なる活動活性化のため、支援を行っていきます。

(ア)施設利用の積極的紹介	<p>① 自治会町内会や民生委員児童委員協議会等の会議、サロン等、人が集まる機会を捉えて、地域ケアプラザの役割について広報し、利用に繋げます。</p> <p>② 地域で取り組まれている健康づくり活動や、子育て支援活動、シニアクラブ等の高齢者の集まり等でも地域ケアプラザの貸室がご利用できることを周知し、これまで地域ケアプラザを利用されたことのない方々や若い世代にも機会を捉えて積極的に施設紹介・周知を図っていきます。</p>
(イ)効率的な貸出の方法	<p>① 貸室の希望が重なった場合などでも、参加人数・規模に応じた会場の差し替え、他の時間帯をご案内するなどの調整を行い、少しでも多くの方にご利用いただけるよう工夫します。</p> <p>② 施設利用マニュアルに従い、1か月前からの追加利用を積極的に勧めます。</p>

有益な情報提供の方法

ホームページや公式LINE、区の広報紙、地域ケアプラザの広報紙、チラシを活用するとともに、様々な機会を捉えた情報提供を行っていきます。

(ア)ホームページ活用	<p>① 各種事業は、ホームページに掲載し、最新の情報を提供するほか、書面による広報も併せて行い、幅広い年代の方に情報を提供できるように工夫します。</p> <p>② ホームページを随時更新し、最新の情報を見る能够のようにします。</p>
(イ)広報紙やチラシの活用	<p>① チラシ等には、QRコードを掲載し、迅速に情報にアクセスできるようにします。</p> <p>② 事業のチラシや地域版広報紙（年4回発行）は、連合自治会町内会、单一自治会町内会に回覧・掲示をお願いするとともに、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、関係機関、各種サロンに持参し、説明やご案内します。</p>

	<p>③ 地域ケアプラザの情報コーナーに、事業案内チラシを設置するほか、屋内外の掲示板への掲示、近隣施設にチラシの配架をお願いします。</p> <p>④ 横浜カレンダーや区の広報紙などに積極的に事業案内の掲載を行っていきます。</p>
(ウ) 「LINE」を活用した広報や情報提供	広報紙や掲示板だけではなく、「LINE」などのICTを活用した広報や情報提供を行うことで、若い世代やケアプラザを知らなかつた方々にケアプラザの機能を周知し、情報が届くように努めます。
(エ) イベントを活用した情報提供	区民祭りや地域ケアプラザまつり、地域行事等の機会を利用して、地域ケアプラザを利用されていない方々へのケアプラザの周知や情報提供を行っていきます。
(オ) 「よこはまウォーキングポイント」のリーダー設置	ポイントイリーダーを設置することで、これまで地域ケアプラザを知らなかつた地域の方が立ち寄られる機会となり、施設の周知に役立っています。引き続き施設や事業の周知に努めています。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

(ア) 地域ケアプラザが「身近な相談窓口」であることを地域住民に広く浸透するよう、積極的に広報・周知に取り組みます。どんな些細な事柄でも気軽に相談していただけるよう、相談には真摯に向き合い、迅速かつ丁寧・的確に対応するとともに、必要に応じて適切な関係機関に繋げます。
(イ) 地域のインフォーマルサービスの情報を収集・整理してインフォーマルサービス一覧表を作成し、高齢者・子育て・障害者等、支援を必要とする方やその支援者にも情報提供します。また、サービス事業者や医療機関、関係機関と連携し、必要な支援が行き届くよう努めます。
(ウ) 区役所、西区社会福祉協議会、サービス事業者や医療機関、高齢、子育て、障害の専門機関と緊密に連携し、情報を収集・共有します。
(エ) 所長をはじめ、地域包括支援センター職員のほか、他事業の担当職員においても地域ケアプラザの職員として相談者に寄り添った窓口対応や適切な情報提供ができるよう、職員の育成に努めます。

高齢者	<p>① 地域の高齢者からの個別相談に関しては、対象者のみならず家族や地域の状況も踏まえ、個別訪問、カンファレンス、関係機関との連携や調整を行い、相談者が主体的に問題解決にあたれるよう支援していきます。</p> <p>② 当地域ケアプラザの担当エリアは、地形や交通手段の面で地域ケアプラザへのアクセスが不便な地域もあります。高齢者が地域ケアプラザへ来所せずとも地域包括支援センターへ相談が出来るよう、個別訪問や地域の身近な場所での出張相談会（高齢者サロン・地区社会福祉協議会常設拠点など）や相続・遺言・成年後見制度等個別相談会等で必要な相談・支援が行き届くよう努めます。</p>
子育て	<p>① 子育て支援事業「みんなで遊ぼう（乳幼児対象）」、「育児相談ランチ会（小児科医（協力医）を囲んだ座談会）」、「子どもアトリエ（障害のある個別支援級の子どもも参加の工作・絵画等の場）」等事業を通じて、相談、情報提供ができる場を設けています。</p> <p>② 広報紙や掲示板だけではなくホームページや「LINE」などのICTを活用し、子育て世代にも地域ケアプラザでも相談ができる事を知ってもらえるよう努めます。</p> <p>③ 相談についてケープラザ内で共有して子育ての事業を通して相談しやすい環境づくりを行い、適切な関係機関に繋げます。</p> <p>④ 区役所や子育て支援拠点、民生委員・児童委員、医療機関、保育園、地域の子育てサロン等の様々な関係機関と連携・協力して支援していきます。</p>
障害者	<p>① 障害者支援事業「障害のあるこどもと家族のつどい」等事業を通じて、相談、情報提供ができる場を設けています。</p> <p>② 地域の障害者施設等の関係機関と連携し、相談窓口の周知に努めます。</p> <p>③ 区役所や西区社会福祉協議会、基幹相談支援センター等の様々な関係機関と連携・協力して支援していきます。</p>

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

各事業担当間の連携

所長をはじめ、地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーター、地域包括支援センター職員（保健師職・社会福祉士・主任ケアマネジャー）による**6職種会議を毎月開催**し、地域状況や課題の共有、支援方法の検討、事業の企画運営についての検討を行います。情報共有にあたっては、法人独自の地域アセスメントシートを活用し、地域ニーズの抽出と地域特性に応じた事業展開を行えるように努めます。また、通所介護、居宅介護支援の職員とも月例開催の職員会議等を通じて情報を共有し、地域の実情とニーズに合ったサービスを提供

します。

関連施設との連携・情報共有

- (ア) 地域センター会議等を通じて、地区センター、市民活動支援センター等と情報交換やイベントの実施のほか、障害者施設、子育て支援拠点等と協働で事業を行います。
- (イ) 地域センター会議では、区役所、西区社会福祉協議会、障害者施設、子育て支援拠点等と課題の共有、解決策の検討を行います。
- (ウ) ネットワーク会議や地区懇談会などを通じて、情報交換・共有を行い、地域の皆様がより利用しやすい環境づくりに努めます。併せて共催事業を行うなど、協働して地域支援に取り組みます。
- (エ) 地域子育て支援拠点や学校、保育園等と福祉教育や交流、職場体験の受け入れ、共催事業などを通じて情報を共有し、連携を深めます。
- (オ) 日頃からの区内の4つの地域ケアプラザの6職種の会議（月1回）や区社会福祉協議会の対象者別分科会（年4回程度）、年数回の各施設の運営協議会、地域センター会議（年4回）、各種研修、区・地域イベント等を通して、情報共有・意見交換を行い、地域づくりを進めます。併せて共催事業を行うなど、協働して地域支援に取り組みます。
- (カ) 地域のお祭りやイベントでは、協働して、福祉相談の受付、介護保険の制度紹介、健康チェック等を行い、地域住民への福祉関係事業の啓発や健康づくりに努めていきます。

二 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

- (ア) 各地区の連合自治会町内会の定例会や民生委員児童委員協議会の定例会に出席し、意見交換をしながら各地域の情報を共有します。また、各団体の活動内容を把握するとともに、地域ケアプラザの事業案内や介護予防等の啓発等を行います。
- (イ) 個別課題や地域課題の解決に向けて、必要な情報等を円滑に共有することができるよう、自治会町内会や地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、シニアクラブ等、関係団体とネットワークを構築し、協働して取り組みます。
- (ウ) 地域ケアプラザまつりや多世代交流会、サロン・拠点交流会、ボランティア感謝会＆交流会などを通じて、地域住民、地域団体、障害者施設、貸室利用団体の繋がることができる機会の充実を図り、福祉保健活動の推進に繋げます。
- (エ) 民生委員・児童委員との連携を密にして、地域で孤立している可能性がある高齢者・障害者等の情報交換・共有を行い、見守りの強化に努めます。また、自治会町内会単位の「ふれあい会」をはじめとする、高齢者を見守るボランティア同士で情報交換や課題共有ができる場を設定し、ネットワークの構築に繋げます。
- (オ) 各地域防災拠点や自治会町内会の防災訓練に参加し、災害防止の啓発や非常時における協

力関係を強化します。

(カ) 民生委員・児童委員とケアマネジャーのネットワーク構築を目的とした地域ケア会議を開催し、意見交換や交流を通じてお互いの顔の見える関係づくりが図られ、個別ケースなどにおいて支援者同士がよりスムーズな連携や情報共有ができるように取り組みます。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

(ア) **西区の区政運営方針「つながりを大切に 誰もがにこやかしあわせにくらせるまち 西区へ」について**、地域福祉の推進を担う地域ケアプラザとして、西区社会福祉協議会をはじめとする関係機関、自治会町内会や民生委員・児童委員をはじめ地域団体と連携をとり、その実現に向けて取り組みます。

(イ) 第5期区福祉保健計画の各地区別計画策定に向けても、福祉保健等についての動向や地域の状況等を踏まえた地区別目標の設定に向け、情報共有、検討をしていきます。また、設定された目標の達成に向け区や西区社会福祉協議会など関係機関、自治会町内会や民生委員・児童委員をはじめ地域団体と連携して取り組みます。

(ウ) 月に1度の地域包括支援センターカンファレンスや各職種会議をはじめ、日々区行政と各担当者と地域の情報や状況の共有、方針や方向性を確認し合いながら連携して事業や個別の対応、課題解決への取組を行っていきます。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

(ア) 「にこまちプラン」および生活体制整備事業の推進に向け、地区別計画では地区支援チームの一員として6職種が参画し、地区別懇談会、地域ケア会議、協議体、各種部会等を通して目標の達成、計画の実行に向けて、区役所、西区社会福祉協議会との連携を強化し、情報の共有に努めます。また、全体計画においては各職種連絡会で情報を共有し、目指す姿、地域課題の解決に向け、情報の集約・発信に連携を図りながら取り組んでいます。

(イ) 自主事業の企画検討に当たっては、区の地域福祉保健計画を念頭におき、地域ニーズ、共有した情報や地域アセスメントを基に地域特性に応じた事業展開をして計画の推進に取り組みます。地区支援チーム及び地区別計画の会議で検討された課題等については、所内でも情報共有を行い、各専門職の視点を踏まえ、地域ケアプラザ全体で地域の皆様を支援できるように努めます。

また、地域の関係団体との連携を密にし、地域課題の解決に向けて協働し、地域の皆様が主役となって取り組めるように支援します。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア　自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

高齢者支援

- (ア) 地域包括支援センター、生活支援コーディネーターと連携し、高齢者の居場所づくりや交流、介護予防の事業を継続して実施します。
- (イ) 中高年からの介護予防・体力維持向上、仲間づくりを目的とした事業の開催や地域での事業展開などで事業参加者の拡充に努めます。
- (ウ) 自主事業から自主化した団体には、活動目的の継続、円滑な運営の助言など引き続き後方支援をし、周知協力、デイサービスや地域ケアプラザ事業、地域のおまつりなど、活動の場を提供し、更なる活動の活性化を促し、参加者の増加や福祉活動へと発展するよう働きかをします。



中高年の脳の活性化・通いの場
「とべとベゼミナール」



介護予防
「けきらきら健康ストレッチ」

子育て支援事業

- (ア) 第1子の出生率が高い西区の現状をふまえ、乳幼児親子の仲間づくりや育児不安・ストレスの解消を目的に**0歳児親子を対象とした事業や未就園児親子を対象にした事業**を継続して実施します。
- (イ) 子育て支援拠点や消防署、保育園、食生活改善推進員と連携し、情報提供、啓発を行います。関係機関と協働で実施することで、個別の相談が気軽にできる環境づくりに努めます
- (ウ) 父親育児支援の事業を継続して実施することで、情報提供、**乳幼児父親間の繋がりづくり**に取り組みます。



0歳児親子対象の
「ママ友俱楽部」



「パパとママのため
の救急講座」



「みんなで遊ぼう」

障害者支援事業

- (ア) 地域障害者施設と連携し、自主事業などを通じて障害者理解、地域住民と当事者との交流の機会を提供します。
- (イ) 地域ケアプラザエントランスに生活支援センター西のご利用者の作品を展示し、作品を通して障害への理解を深めます。
- (ウ) 小学生対象の自主事業では、多様性を重視した自由な表現の場を設け、**個別支援級の子ども**の交流を図ります。

人材育成

- (ア) 「ボランティア講座・はじめの一歩を始める前に」を年4回開催し、地域住民のボランティア活動の推進をします。
- (イ) よこはまシニアボランティアポイントの普及に努め、新規ボランティアを獲得します。
- (ウ) 自主事業から自主化した団体にはボランティア活動の場を提供し、地域の社会資源となるよう働きかけをします。
自主事業の男性参加者が担い手となり、会食会の開催や異世代交流会、まつり等で福祉活動に繋げます。



男性の社会参加・福祉活動
「はりきりクッキング」

地域との連携・交流

- (ア) 各地区、単一自治会町内会、企業、商店街、祭り、拠点・サロン等に5職種（保健師職・主任ケアマネジャー・社会福祉士・地域活動交流コーディネーター・生活支援コーディネーター）で出向き、出張講座等で地域ケアプラザの機能周知、介護保険制度の説明、介護予防の啓発、悪質商法の注意喚起、認知症サポーター養成講座等を実施し、地域や対象者が理解しやすい手段で情報提供をします。
- (イ) 各地区的行事や地区センター、商店街主催のイベントの協力など地域や施設と連携し、おまつりやイベントのブース出店や地域の取組への支援を行います。
- (ウ) 地域ケアプラザまつりには地域団体やボランティア団体・関係機関にご協力をいただき連携・交流を図ります。



異世代交流会
「コミュニティキッチン」

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

地域住民の福祉活動、保健活動等の支援及びこれらの交流のため、活動の場を提供して福祉活動の裾野を広げ、地域における福祉活動の従事者がさらに増えるよう働きかけていきます。

施設の利用率向上の対策

- (ア) 地域ケアプラザ施設利用マニュアルに基づき、公平で利用しやすい場の提供をします。
- (イ) 各室の安全・衛生を保ち、快適な場の提供に努めます。
- (ウ) お客様アンケートを実施し、利用団体の意見の抽出を行い、改善点や必要な備品、消耗品を整備し、利用団体の快適な活動に努めます。
- (エ) 団体の新規登録にあたっては、わかりやすい説明をするとともに地域における福祉・保健活動を自主的、積極的にするよう働きかけます。
- (オ) 町内会役員会、子ども会、勉強会グループからインターネット環境を求める声があります。このため、Wi-Fiが使用できる部屋があることを広報誌やホームページに掲載し、広く情報を提供します。

効率的な施設貸出の方法

- (ア) 毎月 20 日前後に空き室情報をホームページに掲載し、広く情報を提供し有効に活用していただくよう努めます。
- (イ) 每月 1 日の貸室利用団体抽選会は公平な抽選を行ないます。

福祉保健活動の推進

- (ア) 既存の活動団体や自主事業から発展し自主化した団体には活動の目的を継続し、円滑な運営ができるよう後方支援します。
- (イ) 福祉活動の機会を提供し、戸部ケアまつりのほか自主事業への協力やデイサービス、施設や地域団体への協力等、福祉活動の場を提供し、福祉意識の醸成に努めます。

貸室利用団体の繋がりづくり

貸室利用団体の交流、情報交換を目的にした「ボランティア感謝会＆交流会」を開催し、貸室利用団体の活動紹介、情報を提供して繋がりの機会を設け、また、団体間が協働で福祉活動へと発展するよう働きかけを行い、活動がさらに活性化するよう支援します。また、助成金等の情報も提供をします。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

ボランティア育成についての考え方

多様化・複雑化する地域のニーズに対応するため、柔軟できめ細かく対応できるボランティアとの協働が必要です。地域の活動団体や自主事業から自主化した団体などにはボランティア活動の場についての情報提供などをこまめに行い、活動の場と活動しやすい環境を整備するなど、様々な世代の方が活動しやすいような場所や環境づくりを行います。

ボランティア育成の取組

当地域ケアプラザのデイサービスでのボランティア活動のほか、自主事業では様々なアイデアやご意見を反映した企画運営の他、地域の個人や障害者団体等への支援も積極的に行ってています。「できる時 できる範囲で 無理せずに」を合言葉に、ボランティアが活動をしやすいよう、またボランティアに興味・関心を持たれる方が増加するよう取り組みます。

ア 育成体制

- (ア) ボランティア講座「はじめの一歩を始める前に」を定期的に開催し、新規ボランティアの拡充を図ります。また、「**よこはまシニアボランティアポイント事業**」の普及に努め、登録研修会を年4回開催します。
- (イ) 個人または団体で活動のできるボランティアの登録を受け付け、地域ケアプラザ内(デイサービスや自主事業) や地域での福祉保健に関する活動の場を情報提供します。また、西区社会福祉協議会ボランティアセンターとも連携しながらコーディネートを行い、活動を推進します。

イ 活動環境整備

- (ア) ボランティアがより安心して活動できるように、専門知識・介護技術などの研修・講座の開催や、助成金制度の情報提供などの後方支援をしていきます。
- (イ) ボランティア活動の意欲向上、ボランティア間の交流、ネットワーク形成の一歩として、年1回、日頃の活動への感謝を含めたボランティア感謝会＆交流会を開催しボランティア同士の繋がりづくりをします。また、貸室登録団体の福祉活動推進のためデイサービスや自主事業でのボランティア活動の場の提供を積極的に行います。

ウ 広報啓発活動

- (ア) 地域ケアプラザの機能及び自主事業、地域情報を広く周知するため、広報紙、チラシホームページ、「LINE」などのICT等、様々な媒体を活用して周知をします。
- (イ) 地域の行事、イベント、自主事業等を利用してのアンケート調査や、小中高生への福祉教育や啓発等、児童生徒の頃からボランティア活動に親しむよう働きかけます。
- (ウ) ボランティア活動者の情報を、西区社会福祉協議会、ボランティアセンター、自治会町内会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会などをはじめ、地域の方と共有し、活動の活性化を支援します。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

情報収集

- (ア)各職員が事業等において、地域における福祉保健活動に関する情報の収集に努めます。それぞれが集めてきた地域情報は、当法人で作成した地域アセスメントシートに落とし込み、所内会議や6職種会議等で共有します。
- (イ)各職員が連絡会や研修会等に積極的に参加し、より広域における福祉保健活動に関する情報や社会資源等について常に最新情報を収集するよう努め、その情報は地域ケアプラザ全体で共有し地域における支援に活かします。
- (ウ)地域で開催されている会合やサロン、自治会町内会等各団体の催しに積極的に参加することで、地域の方の声を直接聞いて情報収集に努めます。

情報提供

- (ア)地域ケアプラザで実施する通年の事業や単発のプログラム等は、それぞれにチラシやポスターを作成して館内の見やすい場所に配架、掲示します。また、自主事業等でも広報・周知します。
- (イ)地域住民に向けた広報紙「とべとべ通信」を年4回作成し、地域ケアプラザの機能及び自主事業やボランティア団体に関する情報や地域活動等の情報発信を行います。自治会町内会を通じて地域住民に回覧するほか、関係機関に配架しています。また、自主事業等のチラシを民生委員児童委員協議会等の地域団体の会合や、子育てサロン等に配布します。
- (ウ)ホームページを随時更新し、若い世代の方や、多忙な方が手軽に最新の情報を収集できるように努めます。
- (エ)広報紙や掲示板だけではなく **ホームページや「LINE」などのICTを活用** し広報や情報提供を行うことで、今までとは違う世代や今まで地域ケアプラザを知らなかつた方などへも地域ケアプラザの事を知ってもらい、必要な情報が届くよう努めます。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

- (ア)各町別のアセスメントシートを作成し、それぞれの町の特性を把握した上で目標を設定し、計画的に地域の支援に取り組みます。
- (イ)地区センター、コミュニティハウス等の地域の活動拠点とも連携し、地域における住民主体の活動について情報収集を行います。また、担当エリアにある3つの商店街や、エリア内の介護サービス事業所に聞き取りを行い、生活支援サービス等の社会資源を把握します。

- (ウ)関係団体、自主活動団体等からの情報、地域住民との会話や、要支援者のサービス利用状況等から地域で暮らす高齢者の生活課題を把握し、事業展開に活かします。
- (エ)シニアクラブやふれあい会等の活動や行事へ参加し直接お話をうかがうことで地域活動等の情報の把握に努めます。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

- (ア)法人独自に作成したアセスメントシートを活用し、地区および単一自治会町内会の潜在的ニーズの把握や社会資源の情報を整理します。
- (イ)地域活動・サービスデータベースシステム（Ayamuシステム）にてインフォーマルサービスの一元化に向けた情報の集約を行うとともに、活用の働きかけを行います。
- (ウ)生活支援コーディネーター連絡会等で企業の地域貢献や移動販売、移動情報等について情報交換、勉強会等を行い、情報の集約に努めます。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

- (ア)区役所、西区社会福祉協議会と連携し、生活支援体制整備事業の周知、高齢者の生活支援に関する会議（**協議体**）の計画・開催に取り組みます。
- (イ)地域ケア会議から創出された「**お元気あんしん手帳**」を活用して地域住民が支援のネットワークからこぼれ落ちないようにするため協議体として連絡会を行い、活用についてや目指すべき地域像を地域住民との共有に努めます。
- (ウ)高齢者、障害者、子育て支援の取組の相互の活動状況の把握や担い手等の情報交換、繋がりづくりを行い、ネットワークの強化に努めます。



協議体
「お元気あんしん連絡会」「第一地区高齢・障がい支援部会」「第2地区ふれあい会交流会」



エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

- (ア) ケアマネジャー等、高齢者に関わる支援者に地域活動等を紹介、参加者と顔を合わせる機会を作り、多様な社会資源と地域住民をつなげます。
- (イ) 地域活動に参加する中で、インフォーマルサービスリスト等から必要な情報を提供して高齢者と社会資源をつなげます。
- (ウ) 自治会の他、民間企業やNPO法人等の様々な主体と協議体などを通じ、地域への多様な社会資源の参入の促進に努めます。
- (エ) 自治会の他、民間企業やNPO法人などからの相談に対しては把握・分析した高齢者の生活上のニーズをもとに、協議体などを通しマッチングできるように支援します。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

利便性の良い担当エリアの中で、平坦ではない高台の地域やケアプラザへのアクセスが不便な地域もあり、ケアプラザに訪れることが難しい方もいます。また、マンションや転入・転出の多い状況もあり、潜在化している方もいると考えられます。

- (ア) 地域の高齢者からの個別相談に関しては、対象者のみならず家族や地域の状況も踏まえ、個別訪問、カンファレンス、関係機関との連携や調整を行い、相談者が主体的に問題解決にあたれるよう支援していきます。
- (イ) 区役所や地域の関係者・関係機関、**ケアマネジャーとのネットワーク構築**を図り、密接な連携と情報共有にて、地域の課題や潜在的なニーズの発掘に取り組みます。
- (ウ) 地域ケアプラザの特性を活かし、6職種で制度利用にとどまらずインフォーマルサービスや地域ネットワークを活用して支援に繋げていきます。
- (エ) 当地域ケアプラザの担当エリアは、地形や交通手段の面で地域ケアプラザへのアクセスが不便な地域もあります。高齢者が地域ケアプラザへ来所せずとも地域包括支援センターへ相談が出来るよう、個別訪問や地域の**身近な場所での出張相談会**を実施します。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

認知症に関する相談が増加傾向にあります。また、マンションセキュリティの高さや繋がりを好まない住民など様々な要因から、高齢者の孤立や見守り活動の難しさも課題となっています。

(ア) 認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症について普及啓発に取り組みます。「認知症サポーター養成講座」をキャラバンメイトと協力して開催し、正しい理解をもって地域で支えていけるよう努めます。地域住民（ボランティアや貸室利用団体を含む）、企業のほか、福祉学習の一環として子ども達にも早い段階で認知症理解を深めてもらえるよう、**近隣の小中学校などに向けて講座の開催**

催も働きかけます。また、キャラバンメイトの養成にも力を入れ、エリア内でキャラバンメイト連絡会を定期的に開催します。

(イ) 気になる高齢者がいれば気軽に声をかけていただくよう、認知症への気づきの視点や、認知症の相談窓口が地域包括支援センターであることを地域の方に向けて様々な機会で広報・周知します。

(ウ) 自主事業や地域と協力して講演会などを企画して認知症について理解を深めてもらえるように努めます。

(エ) 認知症の方を抱える介護者には、総合相談時等に、西区あけぼの会の運営による**認知症カフェ「わたぼうしカフェ」**、地域ケアプラザが主催する家族介護者の集いについて情報提供する等、介護者が抱え込まないように支援します。また、認知症カフェの開催にあたっては、後方支援としての関わりを継続します。

(オ) **「認知症ガイド」**を、広く地域住民、商店、警察署、消防署、病院、サービス事業所などに周知し、認知症の方を地域で見守り、支援する仕組みを作ります。

(カ) **横浜市認知症初期集中支援チーム会議**に参加し、診断・支援に繋がりにくい住民への認知症早期診断・早期対応に取り組みます。

(キ) 地域ケアプラザ自主事業**「けあぶら de ラジオ体操」**をチームオレンジの活動と位置付け、認知症当事者には役割の持てる場や活躍の場としてもらい、ボランティアには認知症の理解啓発を深める機会としてただきます。あわせて、認知症当事者やその家族が気軽に参加出来る認知症カフェの立ち上げを目指します。



キャラバンメイト主催
「渡部先生になんでも聞いてみよう！
認知症について」講演会



「けあぶら de ラジオ体操」

ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

身寄りのない高齢者や認知症、生活困窮など様々な理由から権利擁護が必要になっている方が増加し相談も増えています。

- (ア) 消費者被害や成年後見制度などの権利擁護に関しては、高齢者にとどまらず子ども世代や障害者、地域支援者等幅広く地域住民へ啓発を行います。特に社会問題となっている振り込め詐欺については、警察や横浜市消費生活総合センター等と連携し最新の情報を入手して身近な地域サロン等でわかりやすく周知するなど、未然防止に努めます。
- (イ) 成年後見制度については専門職の協力を得て無料相談会を定期的に開催し、必要に応じフォローを行うことで成年後見制度の活用につなげます。また、**遺言や相続と合わせた講座（おとの終活塾）**を引き続き行うことで普及・啓発に努めます。
- (ウ) 高齢者虐待に関しては、予防・早期発見の視点に立ち、区役所、区内の地域包括支援センターと連携し、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、サービス事業所向けに高齢者虐待防止研修を開催し、啓発を行っていきます。虐待対応については、**専門的、継続的に関係機関と連携**を密に図り、早急で適切な支援を行います。
- また、介護者支援として介護者の集いの開催や、西区在宅介護者のつどい「あけぼの会」と連携し、認知症カフェ「わたぼうしカフェ」での相談支援、個別訪問等を行っていきます。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

マンション住民の増加やマンションセキュリティ等の住環境。医療や介護、身寄りのない高齢者、認知症、生活困窮、日常生活課題など課題も多様かつ複雑になっており様々な支援者・関係機関での連携が必要となっています。

(ア) 地域の会合・行事等へ積極的に参加し、地域の状況やニーズの把握に努めます。

(イ) エリア内のインフォーマルサービスをケアマネジャーに周知し、また活用してもらえるように、リストを配布します。またサービス担当者会議などにも積極的に参加し、個々のケースに合わせた情報提供が出来るよう努めます。

(ウ) 生活支援コーディネーターと連携して講座などをを行い、インフォーマルサービスとケアマネジャーなどの専門職をつなぎ、必要としている方に地域



インフォーマルサービスをテーマにした「ケアマネサロン」

活動やサービスが届く体制を構築しケアマネジャーを支援します。

- (エ) ケアマネジャー等からの相談を隨時受けるとともに、困難事例については西区とも情報共有をし、適宜同行訪問やカンファレンス等で支援方法を検討します。
- (オ) 地域ケア会議や民生委員・児童委員と**ケアマネジャー交流会**などを開催することでケアマネジャーと地域をつなぎ地域の高齢者を包括的・継続的に支えられるよう支援します。
- (カ) 区役所と区内の地域包括支援センター主任ケアマネジャーの共催で、**新人・新任ケアマネジャー対象の研修**を行い、研修以外でも継続的にケアマネジャー支援をしていきます。また、ケアマネジャーを対象として、対人援助職としてのスキルアップが図れるよう**グループスーパービジョンの研修を定期的に開催**します。
- (キ) 高齢者が住み慣れた地域で可能な限り住み続けられるよう、生活全体を切れ目なく支えるケアマネジメントの実践ができるよう支援します。

■在宅医療・介護連携推進事業

- (ア) 在宅医療相談室運営事務局会議や、認知症医療連絡会、認知症職集中支援推進事業などに参加し、連携を図ります。
- (イ) ケアマネジャーから在宅医療に関する相談があった際には、在宅医療相談室と連携します。
- (ウ) 医療職（薬剤師、MSW、理学療法士など）とケアマネジャーの交流会を実施し、**顔の見える関係が継続できるように**支援します。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

- (ア) 個別レベルの地域ケア会議（年2～3回程度）を積み重ねていく中で、地域の課題を抽出し、多職種（民生委員・児童委員、地域住民関係者、警察、消防、保健医療福祉関係者等）で地域課題の共有や解決に向けて意見交換を行う包括レベルでの地域ケア会議を行います。
- (イ) 地域ケア会議で抽出・共有された課題については、地域の関係者や関係団体、区役所、西区社会福祉協議会等と協力して、地域の皆様とともに解決に向けて取り組んでいきます。課題によっては、協議体への移行を検討し、地域の取組となるよう、地域包括支援センターだけではなく、生活支援コーディネーターや地域活動交流コーディネーターとも協力して取り組みます。



認知症のひとり暮らしをテーマにした
包括レベル「地域ケア会議」

力 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について
事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

運営方針

高齢化が進み、要支援者が増える傾向にある中、要支援者の意思及び人格を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスを提供することで、お客さまが住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

一人ひとりの心身状況や環境に応じて、ご本人と計画作成者がともに目標に向けて取り組むことを大切にし、きめ細やかに対応します。

指定居宅介護支援事業者への業務委託選定の際は、ハートページの提示やケアマネジャー空き情報等を用い、公正中立な立場からご要望に応じた選定ができるように対応します。

人員の確保、育成

地域ニーズに適合した人員を確保し、介護予防ケアプラン作成担当者の専門性を高めるため、採用時及び定期研修を年1回以上実施します。

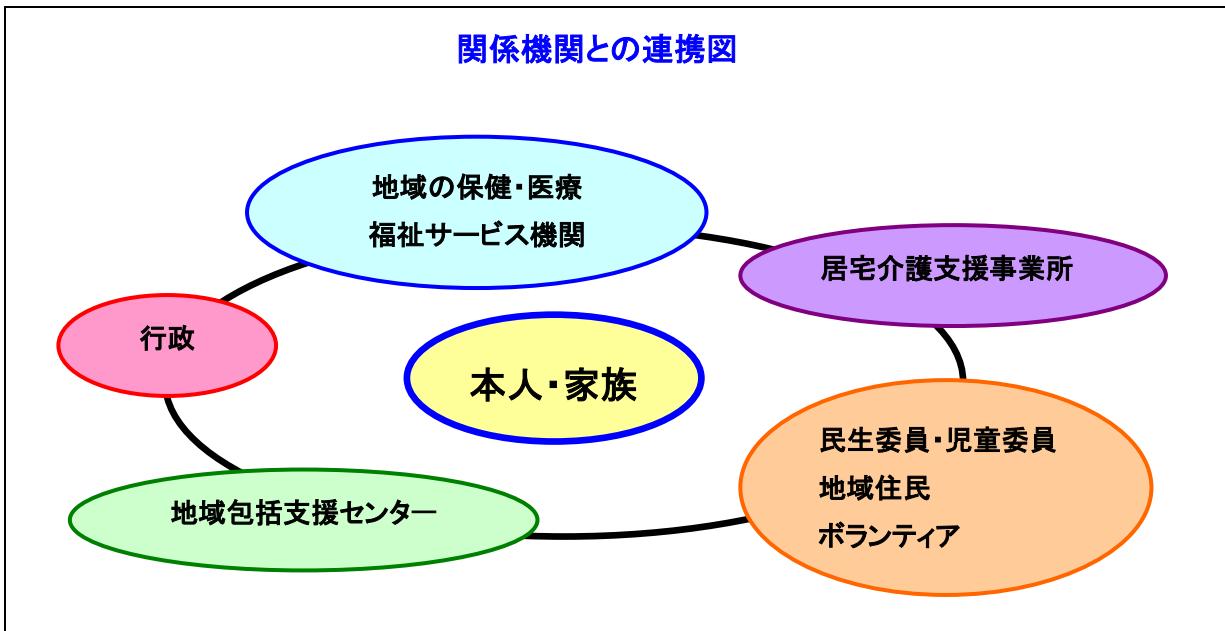
コンプライアンスの徹底（公正中立なサービス調整）

関係法令の遵守を基本とし、区役所や地域の保健・医療・介護サービス事業者、ボランティア団体等から総合的かつ効率的にサービス提供されるよう、公正中立な立場に立ち介護予防プランを作成します。委託の選定にかかる公正・中立性の確保及びケアマネジメント業務にかかる適切な介護計画となるよう指導していきます。（計画に位置付けたサービス提供事業所の公正・中立性の確保を含む）

居宅介護支援事業所との連携強化

お客さまやご家族の状況に合わせ、効果的な介護予防ケアプランが提示できるよう委託先のケアマネジャーと連携し、支援を行います。また、サービス担当者会議には可能な限り出席し、状況の把握及び適切な支援内容の促進に努めます。

- (ア) 区役所、区内の地域ケアプラザで共催事業として、介護予防従事者研修を毎年開催します。
- (イ) お客さまができること、できないことを具体的に捉えることができ、機能を維持し、自立支援につながるような介護予防計画書作成の仕方を専門職であるリハビリ職に意見を聞く等連携をとり、行います。



キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

運営方針

高齢者一人ひとりが健康寿命の延伸に向けた取組（健康づくり・介護予防）を主体的・継続的に行えるよう、知識や態度・習慣、効果的な取組等について、高齢者自身が選択し、行動できることを目的とします。

当地域ケアプラザは事業の中核として、支援活動および普及啓発活動を行っています。担当エリアの高齢者が増加傾向にあるため、実際の支援活動だけでなく、普及啓発に取り組んでいます。

- (ア) 地域の食事会やまつり、交流会、シニアクラブ、地域ケアプラザの自主事業等の機会に**虚弱高齢者や事業対象者の把握**に努めます。
- (イ) 民生委員・児童委員、シニアクラブ、保健活動推進員等と連携を密にし、虚弱高齢者の把握に努めます。
- (ウ) 横浜市介護予防・日常生活支援総合事業が円滑に推進できるよう、区役所や地域関係団体と連携し、**地域での体制整備**を積極的に行います。

普及啓発

- (ア) 地域の民生委員児童委員協議会との連携により、地域の食事会やシニアクラブへ出向き、介護予防・健康づくりの普及啓発を実施します。
- (イ) 介護予防の普及に向け、介護予防教室を開催します。
- (ウ) 区役所、西区社会福祉協議会、居宅介護支援事業所、区内の地域ケアプラザ、医療機関、サービス事業所、学校、企業等と連携し、介護予防の必要性の普及啓発に取り組みます。

介護予防事業の展開

(ア) 地域のコミュニティハウスや自治会館へ出向きフレイ
ル予防講座（運動・栄養・口腔・社会参加）を実施しま
す。

(イ) **50代～60代向けの運動機能向上に関する事業**を行い、
介護予防の理解を深めるとともに団塊の世代、特に男
性に限定した講座を企画・実施していくことで、将
来地域の中で支援者となる方々の発掘に努め、介
護予防サポーター（ボランティア）を育成します。



西前小学校コミュニティハウスでの
「歌うチャーミング体操」

地域活動の支援

(ア) 参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するために地域活動
交流コーディネーター・生活支援コーディネーターと連携し、グループ活動の立ち上げ
や活性化に向けた支援を実施します。

(イ) 地域が主催するおまつりでの健康づくりのイベントの開催や元気づくりステーションの活
動支援や体力測定会の支援を実施します。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サ
ービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるための
ネットワークづくりをどのようにしていくかを記載してください。

(ア) ケアマネジャーと地域の関係機関等が、必要な情報や課題が共有できるよう地域のネット
ワークづくりに努めます。

(イ) 民生委員・児童委員とケアマネジャーの意見交換や交流の機会をつくり、顔の見える関係
の構築に取り組みます。また、多職種の専門職との顔の見える関係構築を目的とした交流
会を企画・実施します。

(ウ) 在宅療養者への対応がスムーズに行えるよう、医療と介護の連携を意識したケアマネジャ
ー支援に努めます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

運営方針

地域ケアプラザ内の居宅介護支援事業所であることを踏まえ、要介護者へ質の高いケアマネジメントを実施するべく、エリア内のさまざまな関係機関とネットワークを構築し、多職種が協働して対応できる、地域に根ざした身近でかつ信頼される事業所となるよう努めます。



事業所内でのケアマネ会議

地域ケアプラザ内の居宅介護支援事業所という特色を生かし、地域包括支援センターとの連携も密にしながら、柔軟できめ細やかな個別対応をしています。また、特定事業所として、お客様の相談に随時対応できるよう 24 時間連絡の取れる体制とっています。

(ア) 在宅生活の支援

要介護状態になった方が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、一人ひとりの能力や状態、解決すべき課題（ニーズ）を的確に把握し、心身の状況や環境等に応じた適切なサービス提供に努めています。

- ・自立支援（身体的自立・精神的自立）
- ・認知症支援
- ・医療連携
- ・自己実現（QOLの向上）
- ・家族支援（レスパイトケア）

(イ) コンプライアンスの徹底（公正中立なサービス調整）

関係法令の遵守を基本とし、区役所や地域の保健・医療・介護サービス事業者、ボランティア団体等から総合的かつ効率的にサービス提供されるよう、公正中立な立場に立ちケアプランを作成します。

(ウ) サービスの質及び職員の資質向上

- ① お客様やご家族の意向を尊重し、予後予測の視点をもって適正にケアマネジメントができるよう人材育成に努めます。
- ② ケアマネジャーの専門性を高め、質の向上を図るために、法人本部で採用時及び定期研修を年1回以上実施します。さらに特定事業所として個人目標に対応した研修に参加して研鑽に努めます。
- ③ 定期的に、法人本部でケアマネジャー担当者会議を開催し、情報交換や制度理解、ケアプラン作成研修、業務改善等に取り組みます。
- ④ 「自立支援」「認知症支援」「医療連携」に強いケアマネジャーを育成するために、**テー**

マ別の勉強会を行います。

- ⑤ 毎週、**事業所内で対応困難ケースの共有や事例検討**を行い、ケアマネジャーのスキルアップとサービスの質の向上に努めます。
- ⑥ 特定事業所として、地域の他の法人の事業所と共に事例検討や勉強会を開催してお互いの専門性を高めていきます。

(エ) 他の居宅介護支援事業所との連携について

地域包括支援センターや「**にしまる連絡会（旧 西区ケアマネ研究会）**」などが西区内の居宅介護支援事業所ケアマネジャー向けに開催する研修・事例検討会へ参加し、対人援助職としての資質向上に努めます。

(6) 通所介護等通所系サービス事業

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

運営方針

(ア) わかりやすい事業呼称

定員 35 名の通所介護と定員 12 名の認知症対応型通所介護を月曜日から土曜日まで実施しています。当地域ケアプラザでは親しみやすい名称として、通所介護は「ひだまり」、認知症対応型通所介護は「認知デイそよ風」という呼称に統一し、わかりやすく広報をします。

(イ) 「お客様に信頼され、笑顔でつながるデイサービス」

デイサービスは機能訓練の場として、QOLの維持を図ることを目的としています。お一人おひとりに合わせた機能訓練の実施とともに、お客様に信頼され、笑顔で繋がるデイサービスを目指します。誰にでもわかりやすい言葉で法人全体のデイサービスの目標を設定し、一丸となって運営にあたります。

(ウ) 在宅生活の支援

地域での在宅生活を長く継続できるよう、自立に向けた支援を行います。

ご家族の身体的・精神的負担軽減を図るために支援をしていきます。生活相談員がご自宅を訪問して生活環境を把握し、自宅での生活自立に結びつく機能訓練を個々にご用意します。また、必要に応じてケアマネジャーと連携し、外出の支度が困難となったお客様に対して居宅内の介助を行います。

(エ) サービスの質及び職員の資質向上

- ① サービスに対する、より広い視点と発想を持てるよう、定期的に全職種のスタッフを対象に研修に取り組みます。
- ② 法人独自の研修センターがあり、職員に向けて様々な研修を毎年実施します。具体的には、職員の経験年数、職位に応じた「階層別研修」、接遇や介護技術などテーマ別の「課題別研修」、職種毎に必要な知識・技術の習得を目指す「職種別研修」、介護福祉士などの資

格取得を支援する「資格取得支援研修」などがあります。

- ③ 採用時、及び、年間を通して、介護保険法で定められた研修をはじめ、お客様へのサービス向上につなげられるような研修を実施していきます。
- ④ 記録（ケアカルテ）を利用して、お客様の情報を職員間で共有するように努めます。
- ⑤ 所内の事故、ヒヤリハットについては、職員間で原因を分析し対応策を検討し、再発しないように職員間で情報を共有します。所内だけでなく、区の地域ケアプラザの所長会議で報告される事故報告や法人内で報告される事故報告を共有し、同じような事故を起こさないように検討していきます。
- ⑥ お客様の情報に関して、担当されているケアマネジャーに随時、及び、定期的にご利用中の様子を報告させていただき、お客様のサービスの検討につなげていきます。
- ⑦ ドライバーには安全運転研修を実施します。

サービスメニューについて

<デイサービスのある1日の流れ>

8:30	ご自宅までのお迎え
9:30	<ul style="list-style-type: none">・ 看護師による健康チェック・ 入浴（スタッフによる介護付）・ 趣味活動・ 機能訓練
12:00	手作りの昼食
13:00	レクリエーション（ゲームや歌等）
15:00	おやつ
15:30	集団体操等
16:30	ご自宅への送り

(ア)法人共通のサービスメニュー

- ① 脳の活性化を目的に法人独自で考案・作成した機能訓練ボードを、個々のお客さまの状態に合わせて使い方をアレンジするなど、認知症予防だけでなく、職員とお客様、また、お客様同士のコミュニケーションツールとしても活用していきます。
- ② 当法人の介護保険サービスをご利用のお客さまには、**ちゅーりっぷホルダー**を配付し、お客様の緊急時に活用していただきます。



機能訓練ボード



(左) ちゅーりっぷホルダー

裏面に緊急連絡先として、地域ケアプラザの連絡先を記載しています

- ③ 毎月のお客さま・ご家族への報告は写真付きで報告しており、ご希望される場合は、ご利用時の写真の提供をしていきます。

(イ) 当地域ケアプラザ独自のサービスメニュー

- ① 日常生活上の課題をお持ちのお客さまについては、ご希望により通常プログラムとは別に機能訓練を行い、定期的な訪問、計画の評価を行います。
- ② お客さま全員に、食前の嚥下体操、食後の口腔ケアをしっかりと行い、**口腔内の健康と嚥下能力の維持**に努めます。
- ③ **季節の料理**（おせち・七草がゆ・季節の食材やフルーツなど）や特別感（敬老日の祝い膳やお寿司の出前、クリスマスプレートなど）のあるお食事やおやつ（**手作りのおやつ**やご当地銘菓の取り寄せ、地域の和菓子屋からの取り寄せなど）を提供して『食べることの楽しみ』をいつまでも持っていただけるように努めます。



機能訓練の様子



松茸ご飯&金目鯛煮膳



お寿司



嵐月の和菓子

- ④ 書道、折り紙、塗り絵、カラオケ、壁面かざり（季節の貼り絵など）、絵手紙、脳トレなど、お客さまの**心身の活性化に繋がるプログラム**をご自身で選択し実施していただけます。



春の壁面かざり



福笑い



将棋

- ⑤ 季節感を感じて頂ける年間行事の他、シルバーボディ操指導員をお招きしてのリハビリ体操、カラオケ機器を使用しての体操など機能訓練の要素を盛り込んだプログラムを実施します。



夏祭り



敬老会



リズム体操

- ⑥ 地域にある保育園の園児や学生の訪問などの異世代交流や演芸グループ、お茶の先生、動物介在活動、楽器の演奏など地域の様々なボランティアをお招きして人と人との**ふれあいの場としての交流**を楽しんでいただきます。



フラダンス



動物介在活動



日本舞踊

- ⑦ ご家族同士の交流の場、通所介護に対する理解を深めていただく場として家族会等を開催し、お客様のご様子を直接ご覧いただき、プログラム・お食事の紹介を行います。
- ⑧ 担当のケアマネジャーにもデイサービスご利用中のお客さまの様子を知っていただくとともに、当地域ケアプラザのデイサービスについて知っていただけるように、お客様のご利用時に**担当ケアマネジャーをお招きしてお客様と一緒にデイサービスのお食事を召し上がり**ていただく『ピストロ戸部』を開催します。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

地域ケアプラザをご利用くださるお客様のニーズに合わせた運営を行い、サービスの質の向上を図るための経費を支出します。

収支計画

地域ケアプラザを適切に運営するための収支計画を立て、地域活動交流事業、地域包括支援センター事業、生活支援体制整備事業等、指定管理料を適切に支出します。

利用者サービスのための経費

地域活動交流事業、地域包括支援センター事業、生活支援体制整備事業における、テキスト代や

材料費等については実費相当額を頂き、収支報告書において適切に報告しています。

また、通所介護・認知症対応型通所介護事業については、介護保険法における利用料徴収を法令に基づき行っています。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

利用料金の収支の活用

ア　自主企画事業	(ア) 事業の趣旨や内容を考慮した上で、必要に応じてその実費相当額を参加費として徴収 (イ) 徴収した参加費は、材料費やテキスト代、講師謝金、保険料等として使用
イ　通所介護 認知症対応型 通所介護	(ア) 食費や制作物に係る材料費等実費相当額をご負担いただき、その費用の一部に充当 (イ) 材料費等をご負担いただくことで、お客様の希望に沿ったレクリエーション等を提供できるよう、バリエーションに富んだサービス提供を実施

運営費等を低額に抑える工夫

ア　組織的な取組	(ア) 法人としてDXを推進し、事務の効率化やペーパーレス化、生産性の向上を進め、運営経費等を抑え、法人本部が地域ケアプラザ等の支援を強化できる仕組みづくり (イ) 建物管理・保守、清掃等の委託業者の選定には、電子入札等を実施し、コストを可能な限り抑制 (ウ) 法人が受託している他の地域ケアプラザとの合同による車両リースの一括入札や消耗品の共同購入などによる経費節減 (エ) 超過勤務の適正管理を徹底することによる人件費の節減
イ　事務の効率化	(ア) 労務、経理等の事務処理に関しては、事務職員が法人本部と連携を取り、業務を役割分担 (イ) DX推進により令和6年度人事・経理システム導入。今後、新たな勤怠管理、給与システム等を導入し業務の効率化
ウ　環境への配慮	(ア) 環境に配慮しごみの減量や資源のリサイクル、リユースを積極的に実施 (イ) 人事・経理システムやケアプランデータ連携システムの導入（準備中）によるペーパーレス化の推進、印刷機で必要なデータを選択できる複合を機導入し不要な印刷しないことによる紙ごみの削減など紙資源の節減とごみの削減
エ　省エネルギー対策	(ア) 節水システムの導入及び電気使用量の節減効果が見込まれる力率改善コンデンサーの設置、電力会社を変更する等、より安価な契約をすることによる光熱水費の削減 (イ) 電力消費がピークとなる夏季には軽装での執務を心掛け、冬季には服

	装で調節を行いながら室内温度の調整による経費節減 (ウ)不要な照明の消灯、使用していない事務機器の電源を落として電力の節約
--	--

指定管理料提案書
(横浜市戸部本町地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額					
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	□	11,514,292円	11,670,887円	11,829,612円	11,990,493円	12,153,563円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	□	414,648円	414,648円	414,648円	414,648円	414,648円
事業費	自主事業に係る経費(材料費、講師謝金等)	□	1,075,654円	1,090,283円	1,105,111円	1,120,140円	1,135,374円	
事務費	備品購入費、旅費交通費、研修費、通信運搬費、印刷製本費、事務消耗品費 等	■	5,687,839円	5,765,194円	5,843,600円	5,923,073円	6,003,627円	
管理費	・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	9,910,567円	10,045,351円	10,181,967円	10,320,442円	10,460,800円	
小破修繕費	・小破修繕費 474,000円		474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		0円	-383,363円	-771,938円	-1,165,796円	-1,565,012円	
施設使用料相当額			-1,776,000円	-1,776,000円	-1,776,000円	-1,776,000円	-1,776,000円	
合計			27,301,000円	27,301,000円	27,301,000円	27,301,000円	27,301,000円	
うち団体本部経費			3,000,000円	3,000,000円	3,000,000円	3,000,000円	3,000,000円	

※1:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工))+(地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)+(地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 地域包括支援センター運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	29,950,576円	30,357,904円	30,770,770円	31,189,255円	31,375,935円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	648,338円	648,338円	648,338円	648,338円	648,338円
事業費		自主事業に係る経費(材料費、講師謝金等)	□	273,244円	276,960円	280,727円	284,545円	288,414円
事務費		備品購入費、旅費交通費、研修費、通信運搬費、印刷製本費、事務消耗品費 等	■	2,753,870円	2,791,323円	2,829,285円	2,867,763円	2,906,764円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	2,634,454円	2,670,283円	2,706,598円	2,743,408円	2,780,719円
小破修繕費		・小破修繕費 126,000円		126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円
協力医		・協力医 630,000円		630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		-3,250,482円	-3,734,808円	-4,225,718円	-4,723,309円	-4,990,170円
合計				33,766,000円	33,766,000円	33,766,000円	33,766,000円	33,766,000円
				うち団体本部経費	1,500,000円	1,500,000円	1,500,000円	1,500,000円

※2:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工))+(地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)+(地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・生活支援Co	□				
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・生活支援Co	□				
事業費	自主事業に係る経費(材料費、講師謝金等)	□					
事務費	備品購入費、旅費交通費、研修費、通信運搬費、印刷製本費、事務消耗品費 等	■					
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		-1,048,647円	-1,080,228円	-1,178,151円	-1,277,404円	-1,378,009円
合計			6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
うち団体本部経費			500,000円	500,000円	500,000円	500,000円	500,000円

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業費	一般介護予防事業に係る	□	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
合計			154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
うち団体本部経費			0円	0円	0円	0円	0円

収支予算書
(横浜市戸部本町地域ケアプラザ)

項目			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
収入 横浜市支払 想定額	横浜市支払 想定額	地域ケアプラザ運営事業	27,301,000円	27,301,000円	27,301,000円	27,301,000円	27,301,000円	
		地域包括支援センター運営事業	33,766,000円	33,766,000円	33,766,000円	33,766,000円	33,766,000円	
		生活支援体制整備事業	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	
		一般介護予防事業	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	
			67,406,000円	67,406,000円	67,406,000円	67,406,000円	67,406,000円	
収入 介護保険 事業収入	介護保険 事業収入	介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業	15,055,914円	15,260,674円	15,468,220円	15,678,587円	15,891,816円	
		居宅介護支援事業	26,560,440円	26,921,662円	27,287,797円	27,658,911円	28,035,072円	
		通所系サービス事業	137,930,181円	139,806,031円	141,707,393円	143,634,614円	145,588,045円	
			179,546,535円	181,988,367円	184,463,410円	186,972,112円	189,514,933円	
		その他収入	0円	0円	0円	0円	0円	
			246,952,535円	249,394,367円	251,869,410円	254,378,112円	256,920,933円	
支出 内訳	内訳	人件費	170,483,342円	172,801,915円	175,152,022円	177,534,089円	179,948,553円	
		事業費	12,253,816円	12,420,468円	12,589,386円	12,760,602円	12,934,146円	
		事務費	34,530,156円	34,999,766円	35,475,763円	35,958,233円	36,447,265円	
		管理費	20,929,053円	21,213,688円	21,502,194円	21,794,624円	22,091,031円	
		その他	0円	0円	0円	0円	0円	
			238,196,367円	241,435,837円	244,719,365円	248,047,548円	251,420,995円	
		うち団体本部経費	10,000,000円	10,000,000円	10,000,000円	10,000,000円	10,000,000円	
収支			8,756,168円	7,958,530円	7,150,045円	6,330,564円	5,499,938円	

**賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書
(横浜市戸部本町地域ケアプラザ)**

1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
	配置予定人数	5.0000人	5.0000人	5.0000人	5.0000人	5.0000人
②	基礎単価	0円	0円	0円	0円	0円
	配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人
③	基礎単価	0円	0円	0円	0円	0円
	配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人

2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人

臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人
②	基礎単価	0円	0円	0円	0円	0円
	配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人
③	基礎単価	0円	0円	0円	0円	0円
	配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人

3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

--

団体の概要

(令和 6 年 12 月 27 日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじんよこはましふくしきーびすきょうかい) 社会福祉法人横浜市福祉サービス協会			
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。				
(ふりがな) 名称	()			
所在地	〒220-0021 横浜市西区桜木町六丁目 31 番地			
設立年月日	平成 9 年 1 月 14 日			
沿革	前身である財団法人横浜市ホームヘルプ協会（横浜市外郭団体）は、昭和 59 年 12 月に設立され、横浜市の在宅福祉サービスを担い、先駆的に取り組んできました。平成 9 年 1 月に発展的に改組し、社会福祉法人横浜市福祉サービス協会を設立、横浜市の外郭団体から自立をしました。以降、老人ホームや地域ケアプラザの施設運営をはじめ、定期巡回や訪問看護ステーション、小規模多機能型居宅介護等にも取り組み、総合的な福祉サービスを目指した先進的な事業展開を続けています。令和 6 年 12 月には法人設立から 40 周年を迎えました。			
事業内容等	当協会は訪問介護事業のほか、地域ケアプラザ（21 館）や特別養護老人ホーム（5 施設）の運営、高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業や訪問看護事業、小規模多機能型居宅介護事業、福祉用具貸与・販売事業等、ここ横浜の地でお客様である市民の皆様お一人おひとりの状況に真摯に向き合い、お客様の満足を第一に高品質なサービス提供を追求した事業を実施しております。実施している事業は以下の通りです。 ①訪問介護 ②訪問看護 ③通所介護 ④短期入所生活介護 ⑤福祉用具貸与 ⑥特定福祉用具販売 ⑦認知症対応型通所介護 ⑧小規模多機能型居宅介護 ⑨定期巡回随時対応型訪問介護看護 ⑩夜間対応型訪問介護 ⑪地域密着型通所介護 ⑫居宅介護支援 ⑬介護予防訪問看護 ⑭介護予防短期入所生活介護 ⑮介護予防福祉用具貸与 ⑯特定介護予防福祉用具販売 ⑰介護予防小規模多機能型居宅介護 ⑱第 1 号訪問事業 ⑲第 1 号通所事業 ⑳介護予防支援 ㉑介護老人福祉施設（老人ホーム） ㉒居宅介護 ㉓重度訪問介護 ㉔移動支援 ㉖計画相談支援 ㉗在宅生活支援ホームヘルプ事業 ㉘地域ケアプラザの受託運営 ㉙養護老人ホームの受託運営 ㉚高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業 ㉛福祉用具・用品販売			
財務状況 ※直近 3 か年の事業年度分	年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	総収入	13,235,866,425	13,532,507,859	13,712,032,341
	総支出	13,056,105,675	13,306,223,095	13,433,525,138
	当期収支差額	179,760,750	226,284,764	278,507,203
	次期繰越収支差額	3,308,281,592	3,759,649,724	3,707,066,633

連絡担当者	
特記事項	